

◎議 事 日 程（第3号）

平成31年3月8日（金曜日）午前9時30分 開議

日程第1 一般質問（続）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷺 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	伊 藤 長 利 君	企画政策部長	山 内 幸 夫 君
産 業 建 設 部 長	恒 川 美 広 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市 民 協 働 部 長	奥 田 哲 弘 君	上 下 水 道 部 長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担 当 部 長 兼 児 童 福 祉 課 長	中 野 悦 秀 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	服 部 芳 樹	書 記	近 藤 泰 史

午前9時30分 開議

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（鷺野聰明君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

質問順位7番の17番・真野和久議員の質問を許します。

真野和久議員。

○17番（真野和久君）

おはようございます。

それでは、2日目最初の質問として質問させていただきます。

今回についても、3点についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

まず1点目としては、この5月の10連休中の市民サービスの提供についてです。それから2点目として、小・中学校のトイレ改修について、そして3点目として、町方町古江交差点の改善について質問をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、10連休中の市民サービスの提供についてです。

今年度は、ゴールデンウィークが10連休となります。例年のゴールデンウィークや年末年始の休業でも困っている市民の方は見えると思いますが、今回はこれまでと比べても長期となります。市民生活にも大きな影響が出ることは避けられません。特別な対応が求められるのではないのでしょうか。

今は、サービス業などを中心にして、お休みでも働く市民は多くなっています。連休といっても仕事は休みではなくて休めない、パートなので連休中ずっと休んだら給料が出ないなどという声も聞かれます。また、仕事を休めないのに保育園が休みになるのは困る、巡回バスがないとどこにも行けない、ずっと福祉センターが休みになるのは困るといった長期にわたってふだんのサービスが受けられない、そういう市民の方々からの声や、まさに市民生活に大きな影響が出てきます。

そこで、まずお尋ねをします。

市役所、支所などの事務業務や相談業務などの対応はどうなるのでしょうか。また、公的施設、例えば教育関係の文化会館、公民館、図書館、体育館、学童クラブなど、また医療福祉関係では診療所、保健センター、総合福祉センター、巡回バス、保育園などの対応はどうなのか

をお尋ねします。

2点目として、小・中学校のトイレ改修の問題です。

学校環境の改善の課題でありましたエアコン設置がことしの夏までに解決します。子供たち、児童生徒や保護者の方からも、よかったとあって歓迎をされています。

しかし、同様に課題となっているトイレ改修、これに関しても今後進むのではないかと期待も大きいところでもあります。

それでその点で質問をいたします。

前回の昨年6月議会では、あと8年かかると答弁なされた現在進められている学校の校舎トイレの一部改修について、前倒しの考えはないのかお尋ねをします。また、その後の全て校舎の改修に関して、長寿命化計画後ということが示されましたが、そうした考え方の変更はないのかについてお尋ねをしたいと思います。

3点目として、町方町古江交差点の改善についてであります。

昨年の3月議会でも取り上げましたが、町方町の古江の交差点、これは名鉄尾西線と国道155号線が交差するところで、国道が路線橋になっている地点の西側の交差点について、児童が待機するスペースが少なく、また中・高生の自転車もなかなか待機できる場所がないなど危険だということで改善を求めてまいりました。

前回は、機会を捉えて考えていきたいとの答弁でありましたが、その後、土地所有者との賃借などの交渉は行ったのか、また交差点の現状と今後の対応についてお尋ねをしたいと思います。

まず、最初の質問はこれまでとして、まず答弁を求め、そしてまた再質問を行ってまいりますのでよろしくお願いをいたします。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、私から10連休中の市民サービスの提供につきまして、総括で答弁をさせていただきます。

4月27日土曜日から5月6日月曜日までの10連休でございますが、5月1日の新天皇の即位によりまして、4月30日火曜日と5月2日木曜日も休日となることによりまして10連休となるものでございます。

なお、休日におきます開庁等を行うかにつきましては、八開診療所と市民課を予定してございます。具体的な連休中の窓口業務につきましては、八開診療所では長期連休の中、地域住民医療を守るため、4月30日火曜日と5月2日木曜日の2日間につきまして、外来の医療提供体制を整えて診察を設定いたします。診察時刻につきましては、平日の時間のおりでございます。また、4月27日土曜日の午前中につきましては診察がございました。

次に、市民課での窓口業務につきましては、5月1日祝日は改元日と大安が重なりまして婚姻届を提出される方がふえると想定をしておりますので、その対応のため窓口を設けさせていただきます。また、証明書の休日交付も行う予定をしております。

それ以外の施設につきましては、設置及び管理に関する規則に基づき休館となるという予定

でございます。以上です。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

教育関係の施設の開館についてでございます。

まず、文化会館、公民館、佐織図書館、立田図書館は、10連休中の4月27日、28日、5月4日、5日が開館でございます。中央図書館につきましては、4月27日から29日、5月1日から6日までが開館日です。体育施設につきましては、屋内、屋外とも4月27日から5月6日まで全て開館でございます。以上です。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは、福祉関係ということでお答えさせていただきます。

保健センターにつきましては、この10連休ということになります。

また、福祉センターにつきましては、4月28日から5月6日までの9連休ということで、休館ということさせていただきます。以上でございます。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

保育園、児童館につきましては、4月28日日曜日からの9連休となります。よろしくお願いいたします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

2点目の小・中学校のトイレ改修についてでございます。

まず、前倒しの考えはという御質問でございますが、各校の一部改修につきましては、現状どおり事業の平準化等を図りながら計画的に進めていきたいと考えております。

それから、全ての校舎改修についてでございますが、今後の施設の方向性を考慮しながら施設の状況を見て検討していきたいと考えております。以上です。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

私のほうから、交差点関係についての回答をさせていただきます。

まず、1点目の交渉を行ったかという御質問でございますが、昨年3月議会で答弁させていただいたとおり、以前に用地協力のお願いはしましたが、協力が得られておりませんでした。それ以後は、土地所有者との交渉は行っておりません。

次に、2点目の現状と今後についてのことですが、現状につきましてはグリーン塗装及び注意看板での安全対策を行っております。今後の対応につきましては、交差点での歩行者の待機場所の確保に向けて検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

**○17番（真野和久君）**

それでは、再質問を行っていききたいというふうに思います。

まず、1点目の10連休中の市民サービスの提供についてであります。今ずっとそれぞれの施設についての説明がありましたが、巡回サービスと配食サービス、それからごみの収集についてお尋ねをしたいと思います。そのあたりはどういう状況になるのでしょうか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

まず最初に、今配食サービスの話が出ましたけれども、こちらにつきましても要綱がござい

まして、同じように国民の祝日に関する法律による休日及び年末年始等が除くということになっておりますので、実施はいたしません。以上でございます。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

ごみの関係でございますが、一般家庭ごみにつきましては連休に関係なく収集をいたします。また、粗大ごみ及び資源ごみの収集につきましては、5月につきましては通常第1週、第3週でございますが、第2週、第4週に繰り下げて収集をいたします。以上です。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

巡回バスの関係でございます。巡回バスにつきましては通常どおりの運行となりますので、4月27日土曜日を運行いたしまして、28日から5月6日までは運行の予定はございません。以上でございます。

#### ○17番（真野和久君）

今それぞれの業務状況についてお尋ねをいたしました。

この連休中に関して言うと、主にまず病院関係では八開の診療所は一応2日ほどあけるということ、それから文化会館、公民館や図書館、体育施設などいわゆる教育関係は基本的に幾つかあけるということがわかりました。

そして、それ以外のところでは、ごみはいわゆる長期休暇と同じような対応で、可燃ごみについては週1回収をするというようなところでもありますけれども、やはり、本当に市民サービスにかかわるようなところで、いわゆる市の窓口業務や、またいわゆる保育園や学童クラブといった関係、また高齢者等の憩いの場所である福祉センター、また巡回バス、こういったところが10連休、ほとんど基本的に休みになっていくというのは、やはり問題だというふうに思います。

まず、その点で幾つか順番にお尋ねをしていきたいというふうに思いますが、まず最初に窓口業務に関してですけれども、5月1日は婚姻届がふえるということで窓口対応をするということでもありますけれども、ほかの業務についても検討はできないでしょうか。その辺についてはどういうふうに考えていますか。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、福祉の相談窓口ということでございますけれども、こちらのほうも10連休中は窓口を開設する予定はございません。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

個々の施設それぞれでございます。先ほども総体的にお話をさせていただきました施設につきましては、基本的には設置及び管理に関する規則がございますので、そういったものに準じて休館並びに閉館ということを考えております。よろしく申し上げます。

#### ○17番（真野和久君）

あとでまた総括的に質問したいと思っておりますけれども、次に保育園に関してですけれども、先ほどもお話をしましたが、長期休暇の中でも、やはり働いている市民にとっては保育所が長期間休みになることは大変困るという声が、やはり私たちのところにも届いています。やはり一

部休日保育などの対応ができないかということを検討していただきたいと思ひますし、またそれ以外の市民への支援や対策がどんなものがあるのかについてお尋ねをしたいと思ひます。

特に、2月26日付の中日新聞によれば、政府が10連休中の対応方針として地域の実情に応じた保育を確保するためとして、国の補助加算制度、そしてまたそれに加えて、10連休中の追加ニーズの把握、それから事業者の受け入れ定数の拡充、住民への情報提供を各自治体に要請しているというふうに記事もありましたけれども、この点についての市の対応はどういうふうになるのかについてお尋ねをしたいと思ひます。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

国におきましても、今回の連休に限り一時預かり保育事業については別途利用児童当たりの単価を設定し、人数に応じた加算をする仕組みを検討しております。市としましても、9連休中における保育のニーズの把握を行い、対策をしていく考えでおります。以上でございます。

**○17番（真野和久君）**

一応、保育園保育に関しては国のほうからの一定の方向性が出ているということで、保育園の保育ニーズを把握、調査をしながら、要望があれば一定対応を検討したいということでしょうか。はい、わかりました。

そういったことができるということは非常に重要なことだと思いますので、ぜひともしっかりとニーズ調査をしながら、残念ながら愛西市の中での公設、私立を含めた保育園は今、休日保育は行っていないという状況もありますので、そういった中でぜひとも今回の対応を行っていただきたいというふうに思ひます。

では、次に児童館と児童クラブについてもお尋ねをしたいと思ひますが、当然保育園と同様に児童クラブに関しても同様のニーズは当然あるわけで、非常に強いニーズがありますが、その点の対応について、児童クラブに対しても10連休中の開設などの助成を含めた検討は行えないのかについてお尋ねをします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

児童クラブへの助成でございますが、国の情報を収集させていただいて行っていく考えでございます。以上でございます。

**○17番（真野和久君）**

ということは、国とかの指示があれば検討していくということでしょうか。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

国の補助金で活用できるものがあれば活用していく考えであります。以上でございます。

**○17番（真野和久君）**

ぜひとも検討をお願いをしたいというふうに思ひます。

それと次に、福祉センターや巡回バスについても、やはり長期休みということで、ふだん日常的に福祉センターなどを利用しながら生活をされている高齢者の方にとっても、やはりこの10連休というのは非常に長い休みになって、また巡回バスが休みになってしまうとなかなか外出も大きく制限をされてしまうということがありますが、その点についてはどういうふうに、

やはりそういったことでも営業していくことも大事だというふうに思うんですけれども、その点について検討の余地はないのでしょうか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

老人福祉センターの件でございますが、こちらの開館につきましても、答弁が重複してしまいますけれども、規則の規定により4月28日から5月6日までは休館ということでさせていただきます。よろしくお願ひします。

**○総務部長（伊藤長利君）**

先ほども巡回バスの件につきましては御答弁をさせていただいております。各施設休館に合わせまして、運行は今のところ考えてはございませんが、巡回バスといたしまして本当に必要な運行であれば、バス運行検討委員会におきまして協議をしていく所存でございます。以上でございます。

**○17番（真野和久君）**

巡回バスについて、もし検討委員会の中で協議ができるのであればぜひともお願ひをしたいというふうに思いますが、特に保育園や学童クラブや福祉センターといったところは非常に市民生活にとっても大きなところであります。

ある意味、急に10連休が決まってなかなか対応ができないという状況もわかるんですけれども、やはり課題なのは、いわゆる規則で基本的に国民の祝日はお休みというような状況になっているということが非常に大きな問題だというふうに思います。

例えば、配食のサービスなども含めて、そうした状況になっている以上は、自主的に開いてもらうことはなかなかできないような状況になっています。

そうした点で、やはりそうしたものを対応していくためには、市のほうからも一定、今回ある意味国のほうが先ほど保育園の、保育園以外の例えば金融機関等含めて、あるいは教育関係も含めて、特別な連休ということでの対応の方針が一定出ていますけれども、やはり国の指針以外のところでの特別な対応は必要ではないかと思うんですね。

だから、ある意味特別な連休としてそれなりの市としての対応そのものを検討していくことが必要ではないかというふうに思うんですが、その点はどのように考えられていますか。

**○総務部長（伊藤長利君）**

確かに10連休の対応ということにつきましては、国の指針等でございます。

そういった中で、近隣市との状況等も情報収集している状況ではございますけれども、現在の段階におきましては、そういった情報等も耳のほうに入れながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○17番（真野和久君）**

ぜひもう一度、積極的に国等へ対応をお願ひをしてほしいというふうに思います。

幾つかちょっと、その中で保育園に関しては、いわゆるニーズ調査をしながら、ニーズがあれば、国のほうもそういった指針を出している以上、対応するというようなことになると思いますけれども、例えば先ほどの児童館、学童クラブや福祉センター、巡回バスなども市民の方

に一定ニーズ調査をしてはどうかとは思いますが、そういった検討はできないでしょうか。

○総務部長（伊藤長利君）

現在、巡回バス御利用の方にいろいろアンケートでお答えを伺うということはできますけれども、実際今使って見える方だけのお話になりますので、市民全体の御意見がそこで収集できるかといったことになりますとなかなか難しいですし、もう5月、すぐ迫っておる状況でございますので、今のところ現段階ではこのような形で進めたいと考えております。以上です。

○17番（真野和久君）

やはり、一応そうしたニーズがあればぜひともやってほしいと思いますので、ぜひとも検討のほうもお願いをしたいというふうに思います。

特に巡回バスに関して、基本的にお休みということになってはいますが、本当に10連休で、逆に言うといろいろと休みになる中で、観光というようなことも盛んになるわけですね。そういった点でいうと、まさに愛西市の中でも市内のいろんな方に来てもらう、例えば船頭平とか、ああいったところを観光していただくというようなところでいっても大事になってくると思うんですね。

そういう点で、巡回バスを運行しないというのは非常にもったいないのではないかなとも思うんですが、そうした観光PRなども含めて巡回バスを運行していくということはできないものでしょうか。

○総務部長（伊藤長利君）

観光PRに巡回バスをといた御意見でございますが、現在、巡回バスにつきましてはそういった用途で使ってはございません。

そういった中、各市町の状況を聞きますと、観光バスを借り切ってそういった事業にPR活動として使っている市町もあるといったような状況は把握はしてございますが、それにつきましてはまた今後検討課題かなというふうに考えますけれども、現在のところはPR活動として巡回バスを使うといった考えはございません。以上です。

○17番（真野和久君）

この市民サービスの問題に関しては、保育園に関しては国のほうから指針も出ているし、学童クラブについても国の情報等を収集しながらという話がありました。ただやはり、市民サービスそのものをどのように捉えるかというのは非常に重要だというふうに思うんですね。

5月1日に婚姻届の受理を行って証明書も発行しますということで、いわゆる記念となるという点では市民の皆さんにとっても非常にいいことですし、そういったことを発想として考えながら対応してもらおうというところでは、市の対応としても非常によいものだなとは思いますが。

ただ、やはり本来の業務、市民の窓口相談とか、あるいは保育園や学童クラブや福祉センターといったいわゆる通常業務、本来の業務の中で、この長期休暇の中で非常に苦労される、困られる方が出てくるということが予想されるということ、いわゆる市民生活に大きな影響が出ることに對して、やはりしっかりと本分として対応していくことを考えていくことが大事ではないか



というふうに思うんですね。やはり、市役所としての本来の仕事は市民サービスの提供であり、市民の皆さんが安心して暮らしていただけるというところにあるわけでありますので、そうした対応を、やはり規則があるからしょうがないんだというのではなくて、やはりそうした規則がある中で、国のほうでも特例ということを行っていますけれども、特別な措置としてでも、やはり考えていくことが必要ではないかというふうに思うんです。

市役所そのものが市民のサービスに対して一定やっていくと同時に、当然今外部委託になっています学童クラブや福祉センター、巡回バスもそうですけれども、そうしたところにも業者をお願いをしながらしっかりと対応できる体制をとっていくことを検討していくことができないのか、非常にその辺が残念でならないわけで、そうしたところを真剣に追求していく、検討していく、諮ってみるというようなことをやれないのかどうかということについて市長にお尋ねしたいと思いますが、どうでしょうか。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは私から御答弁させていただきます。

議員おっしゃられるとおり、今回特別で最長10連休ということで、我々市といたしましても、当然この本当に10連休、全て窓口を閉めてもいいのか、どういった対応をしていくのかということは真剣に協議をさせていただきました。

その中で、5月1日は先ほど部長が答弁させていただいたとおり婚姻等の受け付け、また証明書の発行は行わせていただくということに決めさせていただきました。

あとの事業につきましても、今回もそういった御意見もいただきましたし、先ほど答弁をさせていただいております保育園等についても今後検討を一度するというお話でございますので、巡回バス等につきましても再度内部で調整をさせていただいて、その結果によって対応させていただくということになろうかというふうに思っております。

#### ○17番（真野和久君）

ぜひとも庁舎内でも議論していただきまして、何とか市民の皆さんの生活が困らないように支援を検討していただきたいというふうに思います。

当然、市の職員の皆さんが本来お休みの中、さまざまな負担をかけていくことになってしまうかもしれないというのは非常に心苦しいところではあります。ただやはりそうした働く皆さんの権利は守りつつも、やはりしっかりと本来の業務である市民サービスの提供とか市民への対応ということを検討していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では、次に小・中学校のトイレ改修の問題についていきたいというふうに思います。

先ほどの答弁の中では、一部改修についても従来どおりと、現状どおり進めていきますという話で、また全体の改修については今後の施設の方向性を考慮しながらという話でありましたが、まず現在の計画については、やはりこのまま前回の答弁では8年ぐらいかかりますというような話でありましたが、その辺の期間等の短縮化ということは今のところはないのでしょうか。

○教育部長（大鹿剛史君）

8年という期間はもう少し短くしたいという考え方は教育委員会は持っておりますが、一度に全てというわけにはまいりませんので、事業の平準化、予算等を考えながら計画をしていきたいと考えております。

○17番（真野和久君）

あと、学校校舎その他については今後の庁舎のあり方等も含めてという話でありました。

前回のときも長寿命化等の計画なども含めて、そういったものが出てからじゃないと決まりませんという話ではあったんですけども、そうした点は例えば来年には長寿命化計画は基本的に出てくるわけで、そうした中で検討していくという考えではあるんですか。

○教育部長（大鹿剛史君）

今年度、佐屋中の健全度調査を行いました。この結果をもとに、まず一つ佐屋中のあり方とかそういうのを内部の検討機関を設けて考えていきたいと思っております。

それ以外、築40年以上のものについては、現状等を見ながら、またこれも内部で検討をしていきたいなあという考えを持っております。以上です。

○17番（真野和久君）

前回もそういう話をしたんですけども、そういったことをいつごろまでに終えるのか、あるいは、検討したところから例えば改修に入ることができるのか、その点についてはどうですか。

○教育部長（大鹿剛史君）

当然、検討するという事は、その状況を把握しなければ次の方策が出てまいりませんので、こちらとしては喫緊の課題になる部分というのがあれば、やはり早急に対応しなきゃいけないということになります。ただ、今の時点でそういった情報がまだ全部そろっておりませんので、教育委員会といたしましては、まずそういう情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○17番（真野和久君）

ちょっと少し詳しく説明をお願いしたいんですけども、基本的に全ての公共施設の長寿命化計画そのものについては、31年度で基本的に全部やるということでありますよね。そういう点でいうと、個々の施設についてはその中では明らかにならないんですか。前回分野別という話もありましたが、そうしたことというのは、当然健全度調査等もそれぞれの施設について必要のあるものはやると思うんですけども、その点についてはどういうふうに進んでいくんでしょう。特に学校施設に関して。

○教育部長（大鹿剛史君）

原則として個別施設計画を31年度までに作成すると。ただ、その中で例えば2棟ある校舎のうち、今後の児童生徒数の推移を見ながらどちらか1棟に集約をできないかとか、そういった検討をかけていきます。そして、本体の躯体自体が果たして長寿命化を図るのが適切なのか、それとも取り壊しのいわゆる新築、そういった形をとるほうが有効なのか、そういう検討を今

後重ねていくという状況でございます。以上です。

**○17番（真野和久君）**

ということは、31年度の施設計画の中では、個々の、例えば学校を今後どうしていくかについての方向性等は一定出るとしても、庁舎はどうするかとか、建物はどうするかとか、そういったことについてはまだその後になるということですか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

その建物についての具体的な内容というのはまだ出せない状況です。

**○17番（真野和久君）**

となってくると、本当に次のトイレ改修の問題というのがいつになるかわからない状況というふうになってくるわけですが、現状でもトイレ改修については、当然配管の問題とか、おいの問題とか、衛生上の問題とか、そうした問題も含めてトイレ改修そのものを進めていく必要があることは当然だと思います。

そうしたものが必要なところについてはどんどんやっていかなきゃならないというのはわかるんですけども、一方で、学校のトイレに関しては今の生活様式の関係から、いわゆる児童・生徒が和式のトイレではなかなかできないというような状況があるわけで、実際和式のトイレでできないから我慢をしているとか、家に帰って用を足すとかいうような声も出ているわけであって、やはり洋式化そのものが切実な問題であるということが言えると思うんですね。

そうした、現在の児童・生徒が困っているということについては、どのように教育委員会としては考えているのか。このままで本当にいいと思っているのかについて、基本的な考え方をお尋ねしたいというふうに思います。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

洋式化につきましては、そういった御意見等を聞きながら取り組んでおります。ただ、やはり一気にはできません。したがって、まだ洋式化が進んでいない学校もございますので、順次平準化をしながら計画を進めてまいりたいと考えております。

**○総務部長（伊藤長利君）**

済みません、個別施設計画の策定までのスケジュールをちょっと私のほうから述べさせていただきます。

先ほど、学校の問題を御質問していただいておりますけれども、まず31年度までに全体の公共施設につきましては個別施設計画の策定を進めるよう今進めております。そういった中で、当然長寿命化計画がまず1つございます。そういった中で、まず現状のまま利用する施設であるのかどうか、また集約化、複合化、転用等により残った施設であるのか、そういった判断も総合的に判断してまいります。

また、適正化計画ということで、再配置、集約化、複合化、転用、そういったことも全て考えた中でもんでいる状況でございます。

極論になりますが、実際廃止という結果も出る施設もあるかと考えております。そういった中で、昨日も市長のほうから耐用年数の問題とか、今後長寿命化してもどうだろうなというよ

うな施設も多々出てまいると考えておりますので、それにつきましては31年度までに各担当より意見を聴取いたしまして、総合的に総括を財政課のほうでもしますので、市全体で進めてまいりたいと考えております。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

その辺は、基本的に個別計画についてもかなり具体的なところまで31年度中には出てくるということによろしいですね。

では、特にそういう中で、やはりトイレの問題についてもどう改修をしていくのかということであると、先ほどから申ししているように、やはり順番にやっていくことは一定しようがない部分があると思うんですが、ただ利用している子供たちにとってみると、非常にそれを待たなければならないような状況はずっと続いているのは確かです。まさに、エアコンについては今回一気にやることになりましたけれども、やはりそうした学校のトイレに関してもそうしたことを検討していくことは必要ではないのかというふうに思います。

例えば隣の津島市では、これまでに補助金を含めて大体4億4,000万円かけて学校のトイレの洋式化を45%終えたというふうに言われています。さらに、それに加えて2020年度から2年間、20年度、21年度の2年間で残り全ての学校トイレの洋式化、なおかつその中ではいわゆる湿式のまま和式のトイレを洋式に変えただけというようなところに関しても、全て改修をしていくと。大体は同じような額、あるいはもう少し多くの額をかけて洋式トイレの改善ということを考えているという話が出ています。当然、津島市というのは中学校4校、小学校8校ですから愛西市の3分の2ぐらいという状況もあるわけではありますけれども、やはりそういう形で2年間で基本的に全て終わるんだというようなことを今打ち出しています。

やはり、そうしたぐらいトイレの洋式化の問題、改善の問題というのは子供たちにとっても非常に深刻な、切実な問題であります。そうした点でいうと、やはり愛西市としても今までのような現状で順番にやっていくからというふうではなくて、やはりスピードを持って迅速に対応していくことが必要ではないかと思うんですが、その点についての考え方というのはどうですか。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

愛西市におきましても、今トイレの洋式化率、小学校ではほぼ40%、中学校で今30%、トータルにしますと大体平均35%ぐらいまで進んできております。私どもといたしましても、少しでも早く洋式化は進めていきたいと考えております。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

ぜひ進めていただきたいのであるんですけれども、ただ、残念ながら、しかしながらこれまでの答弁でいくと、やはり今後の学校がどういうふうになっていくか、あるいはその中で順番にということになってくると、やはり今後、これまでのとりあえず一巡ということであっても、まだいまだに終わらないような状況の中で、やはり完全に全ての校舎の洋式化をしていこうと思えば、これからまだめどが立たないような状況ではないかというふうに思うんですが、その点しっかりと計画などを含めて何年ぐらいでやっていくんだというようなことをしっかりと打

ち出していただきたいというふうに思うんですけども、その点はどうでしょう。

○教育部長（大鹿剛史君）

現在持っております計画というのは、まず一部改修を全ての小・中学校でまず行くと。まずそれをやった上でないと、次の計画というのを立てられませんので、まずそれを早急に進めていきたいという考えでございます。以上です。

○17番（真野和久君）

その点は確かに、それはそうなんでしょうけれども、ただやはりもう一部改修の状況ではないということですよ。やはり、しっかりと今の子供たちに対してどれだけ早く洋式トイレを提供できるかということが課題となっている中で、次は次だというような状況ではなかなかいつになるかわからないということになってしまうので、その点しっかりと、先ほど申しましたが、スピードを持って迅速に対応できるような形にならないかなど。

エアコンは確かに災害級だということで今回一気に、全国的にもそういった方向になりましたし、愛西市としてもいち早く夏までにやるというようなことで打ち出してもらいました。そうした点で、やはりトイレ改修についてもそうした考え方ができないのかどうかについては、市長としてはどういうふうに考えますか。

○市長（日永貴章君）

ただいまのトイレの改修、エアコンのこともお話いただきましたが、議員の皆様方にもお認めをいただきまして予算等もしっかりつけていただきましたので、エアコン設置もすることができました。

トイレにつきましては、常々申し上げておりますが、現在の学校の施設の状況というのが非常に厳しいものがあるというふうに認識をしております。また、今つくられた校舎の児童・生徒数は、つくられたときよりもかなり減ってきていると。クラス数も減ってきております。その中で私どもといたしましては、各学校の教室の空き状況をしっかりと把握して、トイレの設置状況についても、本当に必要なトイレなのかそうでないのか、全てトイレを改修するということには、やはり時間と費用もかかりますので、そういったことも現場サイドでしっかりと理解をしていただいて、早急に早くできる工夫をしていただきたいというお話をさせていただいております。

今の計画ですと全てのトイレを改修するという計画になっておりますので、そうではなくて、やはり学校の生徒の状況に合った施設としてどうしていくのかということもしっかり把握していただきたいというふうに思っております。

31年度につきましては、施設の適正化、それぞれの公共施設、今後どうするのかという検討もしっかりとしていただかなければなりませんので、そういった中でもしっかりと議論をしていただいて、今後の改修についてはできるだけ我々としてもスピード感を持って取り組んでいきたいというふうには考えております。以上でございます。

○17番（真野和久君）

当然、そうした必要数の実態把握は当然必要だとは思いますが。それは当然、今の一部改修の

中でも言えることでもありますので、そうした方向でもやっていく必要はあるとは思いますが、ぜひともその点、しっかりと計画をできるだけ早くつくって、迅速にやっていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

と同時に、あと1つお尋ねをしたいのは、学校体育館のトイレ改修の問題です。

学校体育館については、当然耐震化は含めて進んでいますし、非構造部材の耐震化についても順次進めて、大分進んでこられています。その点は非常にいいと思いますけれども、体育館のトイレの改修とか洋式化の現状はどうなっていますか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

学校の体育館のトイレの状況でございます。立田北部小学校と佐屋中学校の2校以外は体育館に洋式便座が男女各1個ずつ設置されております。以上です。

**○17番（真野和久君）**

立田北部小学校と佐屋中以外は、とりあえず男女各1つの便座が設置されているという状況です。はい、わかりました。

これですけれども、学校体育館に関しては、特に災害時には基本的に避難所になるということも非常に重要な問題だというふうに思います。やはり、避難所の中のトイレ問題というのは非常に問題でして、なかなかトイレそのものの数の問題とか後処理の問題とかも含めてさまざまな課題はあるんですが、その中で1つ、やはり避難した方々がトイレを使用する場合、なかなか和式トイレでは大変だと、特に高齢者の方とかは大変なので、洋式化が非常に切実な問題だというふうに思っています。

そういった点では校舎のトイレも含めて改善をしていく必要があると思いますが、そうした体育館の中のトイレの洋式化ということについては検討されているのか、また今後こういった方向で進めていくのかについてお尋ねをします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

まず、洋式化がされてない2校につきましては、他の小・中学校と同様に設置のほうを学校と相談しながら整備のほうを考えていきたいと考えております。

**○17番（真野和久君）**

ただ、男女各1では非常に少ないというふうに思うんですが、そうした改善というのは今後の課題となっていくんでしょうか。それとも、具体的にありますか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

未設置の部分については、先ほど答弁をいたしました。まず学校の校舎の中のトイレ整備というのをまず第一義に考えていきたいと考えております。以上です。

**○17番（真野和久君）**

先ほどの話もありますが、当然子供たちのためにも学校の校舎に関して早く進めてほしいというのはありますが、ただ通常、今想定されている避難所の避難生活をしていく場合というのは、なかなか学校校舎をそのまま利用するということは余り想定されていなくて、体育館が中心の避難所利用になってくるというふうに思うんですね。そういった点でいうと、やはり体育

館トイレ、当然体育館トイレだけでは少ないんですけども、体育館の中のトイレの洋式化というのは非常に重要だというふうに思うんですが、避難所整備という点でそういったことに対して市としての対応というのは考えられていませんか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

いきなりの御質問でございますが、当然避難所に関しましてはトイレの備蓄等を進めております。

先ほど議員おっしゃられましたとおり、避難所生活を送るということになれば、当然今の体育館等のトイレの数では足りるはずがありませんし、かなり少ないですよ。その中で計画的に備蓄を今進めているという考え方でございます。以上です。

**○17番（真野和久君）**

ぜひ、本当に改修を含めてしっかりとした対応をお願いしていきたいと思います。やはり、教育部のだけの問題ではないと思いますので、災害対策としては。その点もう少し広い視野で検討をお願いするよう求めたいと思います。

では最後に、3点目の町方町の古江交差点の改善についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

先ほどの答弁の中では、一応今のところ、その後地権者との交渉などはされていないというようなことでした。ただ、一方では避難場所の確保に向けて対応していきたいというような話でありましたが、具体的にそうした待機場所の確保に向けてどのような対策を今後考えていくのか。また、その際に、やはり面積的にいうと土地交渉というのは欠かせないというふうに思うんですけども、その点の再交渉などを行っていく考えはあるのかについてお尋ねをします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

対策といいましょうか、通学時間帯に児童がどれくらい滞留するかを調査して、待機スペースがどれだけ必要かということを検討したいなというふうに考えております。

それと再交渉という御質問でございますが、土地所有者の方に事情を御説明して御理解を得ていきたいと考えております。以上でございます。

**○17番（真野和久君）**

滞留調査という話ですけども、既にそういうことは終わっているかと思ったんですが、ともかく進めていただきたいというふうに思います。

交渉ももう一度行っていくというような話でありましたが、やはりこういった交通の問題とかを含めて、きのうの加藤議員の質問の中でもありましたけど、歩道の確保で当然土地の交渉とかというの出てくるというふうにありましたが、やはり課題に関しては常に動いていけるような考え方をぜひとも持っていただきたいなと思います。議案、議題の中での質問なんかが出てきたときに、これから考えますとか対応していきますということではなくて、やはり日常的にそうした課題のあるところについては常に対応していけるような体制をぜひともつくっていただいて、そうした中で何らかの進展があるように、できるだけ早くそうした対応をぜひお

願いをしたいというふうに思いますが、そうした課題に対しての姿勢というのはどういうふう  
に考えられていますか。

○市長（日永貴章君）

昨日の質問でもございましたが、やはり道路用地買収というのは地権者の方の理解がなければ  
なかなか進まないというのが現実でございます。市といたしましても、過去からの懸案事項、  
今回の件もそうなんですが、こういった件につきましては、やはり粘り強く交渉するしかない  
ということで、ほかの施策もいろいろ考えて対策も考えてはいきますけれども、そういったこ  
とを検討しながらやっていくということでございますので、時間のかかる案件もあるというこ  
とは御理解いただきたいというふうに思います。

○17番（真野和久君）

当然、すぐに即決して解決というふうには考えづらいということはあるかもしれませんが、やは  
りそうした、例えば用地交渉などについては常に行っていきながら、解決、改善のための努力  
をやっていっていただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鷺野聰明君）

17番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は10時35分といたします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位8番の1番・馬淵紀明議員の質問を許します。

馬淵紀明議員。

○1番（馬淵紀明君）

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、今から一般質問を始めさせていただきます。

市当局の方には、市民の方にわかりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

今回は、大項目の1件目は学校教育について、2件目は道の駅周辺の計画について、そして  
3件目は消防団についてでございます。

大項目の1件目で、学校教育について最初に伺います。

1番目に全国体力・運動能力テストについて伺います。

スポーツ庁は昨年、平成30年12月に平成30年度全国体力・運動能力習慣等調査（全国体力テ  
スト）の結果を発表しました。体力合計点は、全国では小学女子と中学男女が過去最高の記録  
となりました。

この全国体力テストは、スポーツ庁が毎年行っているもので、50メートル走やボール投げな  
ど小学生では8種目、中学生では9種目の合計点で子供たちの運動能力を調査しています。



平成30年度の結果で、愛知県は小・中学校の男女でいずれも平成29年度を上回ったものの、全国平均には及びませんでした。中でも小学校男子の平均点については、全国平均の54.21点を下回る52.20点で、5年連続の最下位となりました。このことは、テレビなどのマスコミにも取り上げられました。

そこでお尋ねいたします。愛知県の小・中学生の調査結果が非常に低い数字ですが、この県の結果と比較して、愛西市の小・中学生の結果はどのような数字になっていますか。

続きまして、2番目に学校の登下校中での避難対策についてです。

昨年の12月議会では、津波避難計画での質問をさせていただきましたが、愛西市においては、市全体で地震発生直後に液状化現象が起きるとの御答弁をいただきました。もしその地震が児童・生徒の登下校中の時間帯の場合、どのような避難対策になっているのかを教えてください。

続いて、大項目2件目の道の駅周辺の計画について伺います。

昨日も質問にありましたが、私も通告どおり質問させていただきます。

1番目に、利用状況についてです。

道の駅が登録されてから約15年がたちましたが、過去5年間の利用者数、また収入の推移を教えてください。

2番目に、道の駅を拠点としてのイベント等についてです。

夏には、蓮見の会という大きなイベントがあります。しかし、その後は特に大きなイベントはないような気がいたします。イベントだけではなく、日ごろからの利用者をふやしていくためにも、今後の計画には期待したいです。

そこでお尋ねいたします。道の駅周辺の観光スポットはどのようなところがありますか。

最後に、大項目3件目の消防団について伺います。

1番目に、分団所有の車両について伺います。

今回、議案にも出されていますが、市の消防団の車両の更新はどのような計画なのか教えてください。

2番に、分団の編成についてです。

愛西市は合併市ということもありまして、過去の分団編成とは変わっているとは思いますが、今後はどのような計画なのか教えてください。

以上で、一括質問とさせていただきます。それぞれの御答弁をいただいた後、再質問させていただくので、よろしくお願いいたします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

まず、1点目の全国体力・運動能力テストの愛西市の結果でございます。

小学校5年生の男子52.35、女子54.14、平均で53.25でございます。中学2年生の男子、愛西市41.21、女子48.72、平均で44.97という結果でございます。

2点目、登下校中の避難対策についてでございます。

登下校中に地震等が発生した場合、どういうふうにするかということでございますが、速やかに安全な場所を探し、地震がおさまるまで待機します。安全が確認できた場合は、原則とし

て、学校または自宅へ向かいます。各家庭でも、どう避難するかを日ごろから確認するようにしていただいております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうからは、道の駅の関係で御答弁させていただきます。

まず、道の駅の利用状況について、過去5年間の利用者数及び収入の推移でございますが、まず、25年度の利用者数につきましては25万4,472人、収入といたしましては3億9,618万3,100円、26年度、利用者数25万2,836人、収入4億662万5,873円、27年度、利用者数25万107人、収入4億502万580円、28年度、利用者数25万2,004人、収入4億1,117万9,238円、29年度、利用者数23万8,868人、収入3億9,552万3,428円となっております。

なお、利用者数につきましては、産直施設におけるレジ通過者となっております。したがって、複数人で来訪され、産直施設において買い物をし、レジを通過した場合でも1人としてカウントされております。

次に、周辺の観光スポットでございますが、近隣の森川花はす田を初め、木曾三川流域における船頭平閘門、船頭平河川公園、ケレップ水制群などの観光資源が多く存在しております。以上でございます。

#### ○消防長（横井利幸君）

消防団車両の更新計画について御答弁をさせていただきます。

各分団の配備車両につきましては、車両整備計画に基づき、使用年数により更新整備をする計画でございます。

次に、分団の今後の編成についてでございますが、分団の再編についての計画はございません。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

それぞれの御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

愛西市の結果が今おっしゃったとおり、平成30年度に関してはお聞きしましたけれども、率直にこの結果をどのように感じていますか。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

愛西市の数値、愛知県ではほぼ平均並みかとは思いますが、全国平均と比べますと劣っているなあという感じを持っております。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

先ほども最初にお話ししましたけれども、全体的にやっぱり平均値ですから、あくまでもどこが弱い部分かというところになってくるとわからない部分もあるんですけども、課題としていくと、先ほども言ったんですけども、小学5年生に対しては5年連続最下位、そういうところを少し見直していくためには、いろんな調査などをしていく必要性は私はあると考えております。

そこで、スポーツ庁では、生活習慣と体力・運動能力テストの関係を調査結果として出して

います。例えば朝食の摂取状況やテレビ、DVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等による映像の視聴時間別に比較して、体力合計点の差を出しています。

表を出してください。

今お話ししたのはスポーツ庁でございますが、これはある自治体で独自に行った調査で、中学2年生の睡眠時間7時間未満の生徒の市の平均と全国平均、また小学5年生の睡眠時間8時間未満の児童の市の平均と全国平均を照らし合わせての調査結果となっております。本市としてはこのような調査などはされているのか教えてください。

○教育部長（大鹿剛史君）

同様の調査がスポーツ庁を通じて調査がされております。

○1番（馬淵紀明君）

スポーツ庁の調査ではなくて、市独自の調査は行っているのかをお聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

○教育部長（大鹿剛史君）

市独自の調査は行っておりません。

○1番（馬淵紀明君）

スポーツ庁の結果は毎年のように出されておりますけれども、その調査以外に体力向上に関する取り組み事例として、小学校、または中学校の独自のいろいろな学校で、うちの学校はこういうことに取り組んでいく、強化していくという部分をいろいろ書かれて出されております。これはホームページのほうからも見られるので、一度そういうのも参考にして、いろいろな方法、手段があると思いますけれども、やはり子供の体力の低下というのは全国的に見ても下位のほうから数えたほうが早いという状況なので、その辺をもう一度、市のほうとしてしっかりと精査していただきたいと思っておりますけれども、このような結果を愛西市は公表していかないのか教えてください。

○教育部長（大鹿剛史君）

愛西市では学校ごとの公表はしておりません。先ほど御答弁したとおり、愛西市としての全体の数値は今この場でもお答えしたとおりでございますので、学校ごとの公表はしていない状況でございます。

○1番（馬淵紀明君）

それでは、体力テストの結果を公表していないということですが、県内で公表しているところはありますか。

○教育部長（大鹿剛史君）

県内すべての市町村の状況は把握しておりませんが、海部地域では公表している市町村はございません。

○1番（馬淵紀明君）

では、その公表しない理由を教えてください。

○教育部長（大鹿剛史君）

運動能力、これはテストと一緒に全国学力・学習状況調査、これも同様に公表しておりません。学校間の過度な競争や序列化を避けるべきという考え方でございます。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

私は公表してほしいというお話ではなくて、実際に公表している市町村もあるわけで、例えば県内では豊田市、豊田市に限っては、運動能力の結果、体力テストですね、結果も公表しておりますし、全国学力の学習状況調査もホームページ等で公表されております。

これが競うのか競わないかという話になると、これはやはりそれぞれの考え方なので、私は公表すべきではないかというお話をしていくつもりはありません。ただ、県内では豊田市というところがありましたけれども、県外では大阪市、草津市、また北海道の帯広市みたいにいろいろあるわけなんですけど、例えば草津市においては、小・中学校体力向上プロジェクトというものがあり、私は非常に興味関心を持っております。

そのほかにも、体力テストの結果をもとに年間指導計画を作成している学校や、小学5年生、中学2年生だけではなく、全学年一斉の体力テストを実施している学校、その他さまざまな取り組みをしている学校があるわけです。やはりこのような計画やある目標を子供に持たせてあげることによって、モチベーションを上げていくことが必要ではないかと私は考えております。

また、愛知県の教育委員会の昨年の調査結果の報告には、全国的に体力の合計点は大都市ほど低い傾向があり、僻地ほど高い傾向が見られると書かれています。愛西市は大都市ではありませんが、自然豊かなところがたくさんあり、都市部にはないような学校の運動場、またスポーツ、運動ができる環境があると思っております。すぐには成果や効果は出ませんが、少しずつでもいいので子供たちの体力アップを図っていただければいいようにお願いいたします。

次に、登下校の避難対策についての再質問をさせていただきます。

まず1つに、愛西市地域防災計画というものがあまして、その中に児童・生徒の登下校途中の安全を確保するためのことが書かれております。通学路の設定、登下校の安全指導等、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童・生徒及び家庭等への徹底を図ると書かれております。この徹底という部分を私は非常に大事な言葉と、重く思っております。

やはり、下校訓練、登下校を含めて、そういうものを訓練を日ごろから行っていくことによって、いつ起きてもわからない大震災、またそういう災害に対してすぐ対応ができるようになるようには、やはりこういうような徹底を図ってほしいなと私個人は思っておるところでございますが、そこで質問をさせていただきますが、愛西市の小学校の登下校の方法は学校単位で違うのか教えてください。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

児童クラブやその他特別な事情がない限り、基本的に徒歩により通学団で登下校を行っております。

#### ○1番（馬淵紀明君）

ありがとうございます。

では、現在の登校時と下校時はどのような方法ですか。

○教育部長（大鹿剛史君）

登校時は一斉に登校しております。下校時は曜日によって違いがあり、学年下校の日もあります。

○1番（馬淵紀明君）

となると、下校時は低学年だけで帰宅することがあると思われます。そのようなことも想定して、他の自治体では下校時の避難訓練を行っているところがあります。

また、愛西市は民間企業との災害時応援協定を結んでいますが、その中でも下校時の避難訓練についてはどのような考えですか。

○教育部長（大鹿剛史君）

民間企業との災害時応援協定の中で、所有施設の一時避難場所としての開放等という内容がございますが、これを登下校中に利用できるのはごく一部の限られた地域だけになります。

現在、市では交通指導員が各校に配属されており、職員も可能な範囲で登下校時に付き添っております。また、子供たちがいつでも助けを求められる場として、子ども110番の家の登録や地域の方にスクールガードとして登録をしていただき、登下校時の見守りをお願いしております。さらに、通学段階の中で登下校中に災害が起きたときの対応について確認し、災害対策を周知してまいります。

○1番（馬淵紀明君）

ありがとうございます。

きのうも吉川議員のときにも質問でありましたけれども、置き勉強ができない、できたとしても重い荷物は持って帰る、季節によってはそれは水筒がふえたり、非常に今、通学、登下校中の小学生の、例えば低学年の負担というのはかなり大きなものがあると思われます。それは学校から家までの距離が遠い近いもありますし、また通学状況によってもかなり変わってくると思いますが、やはり小・中学校という年齢からいきますと、6歳、7歳の方から14歳、15歳と幅広いわけで、これがやはり低学年というと、小学校にまだ通ったばかりで、通学路も完全に把握しておるわけでもありません。やはり上級生というか、通学団の先輩方々、また学校の先生、今おっしゃったスクールガードの方々の皆さんと連携して、未来ある子供たちをしっかりと守っていただきたいなと思います。

また、先ほども愛西市の地域防災計画の中のお話をさせていただきましたが、もう一つ、学校等において各々の防災に関する計画に基づき、家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努めると書かれております。このような多様な場面を想定した避難訓練とは、私が先ほどから申し上げております下校時避難訓練も入るのではないのでしょうか。

子供たちには、自分の身は自分で守っていくという気持ちも少しずつ身につけていかなければならないと思います。しかしながら、人口減少、また少子化が進む中、先ほども言いましたが、未来ある子供たちを守っていくためにも、下校時避難訓練をぜひ検討していただきたいと思います。

今回の学校教育の質問の最後になりますが、平成30年9月の愛西市教育委員会の自己点検、これですね、自己点検評価報告書の最後のページに評価委員による意見が書かれています。私は非常に参考にしていくべきだと思います。私が今お話ししたところも少し触れてある方もお見えになりますけれども、せつかくこのような意見、要望、提案がなされているわけですから、毎年、いいものは取り入れ、さらにバージョンアップしていくことによって児童・生徒にメリットが出るのではないかと考えていますが、当局としてはどのように思われますか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

その評価につきましては、教育委員会としては真摯に受けとめ、内容のほうを検討していく考えでございます。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

どうもありがとうございます。ぜひよろしく願いいたしまして、次の質問へ移ります。

続きまして、道の駅周辺についての再質問をさせていただきます。

先ほど部長の答弁の中で、5年間の利用者、また収入の推移のお話をお聞きしましたけれども、大体横ばいという考えでもいいのかもかもしれませんが、やっぱり直近の平成29年度、若干と言えはいいのかどういいう言い回しが正解なのかわかりませんが、数字としては下がっています。

やはり現在、駐車場、ホームページを私は確認したんですけれども、71台と載っていますが、利用者拡大、また施設を今以上に有効利用していただくためには、まず駐車スペースを今以上に確保していかなければならないと私は考えています。現状ですと、キャパが小さいので、利用者の方も駐車に困っていると私のところにも相談がありました。そのようなことも踏まえて、これからどのような計画なのか教えてください。

さっきも言いましたけれども、昨日も同様な質問がありました。

私の一つ内容として、例えばの話をさせていただきますけれども、駐車場の用地を買収できたら駐車場は先に優先的に広くしていくのか、または計画にのっとり公園整備などを総合的に整備工事を行っていくのか教えてください。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

現在、市の知名度向上及び来場者を増加させるために、幅広い世代に好まれる観光情報発信拠点を目指し、基本構想を策定しております。

この基本構想を踏まえ、平成31年度、この基本計画策定において必要な規模の算出、費用対効果用を分析するなど、実現性を含め検討しているところでございます。

その中で、用地取得に伴うものについては、測量、用地買収、設計等が必要ですので、事業が中・長期的にわたることとなります。なお、道の駅にある既存施設の中には短期的に整備できるものもありますので、全体計画を見据え、事業を推進していきたいと考えています。

もう一つ、できたものから使っていくのかという関係につきましては、特に駐車場が不足しておりますので、できた暁には早々使用していきたいと考えております。

**○1番（馬淵紀明君）**

ありがとうございます。

この道の駅の周辺の観光スポットですけれども、いろいろあると思いますが、もう一度、どのようなところがあるのか教えてください。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

代表的な森川の花はす田ですね。それと、三川流域における船頭平閘門、船頭平河川公園、ケレップ水制群などがございます。

**○1番（馬淵紀明君）**

やはり、これから道の駅、ここを観光拠点にしていくというお話を聞いておりますけれども、今、名前は出てこなかったんですけれども、市のホームページにも、観光協会のホームページにも載っておりますけれども、道の駅に、東側になるんですが、隣接する古木江城というものが、そこは非常に木々が生い茂って、余りまだ整備が手つかずというかそのままの状態、私はもったいないなと思っております。

この古木江城に、道の駅から橋をかけて東側に渡れるようにしていけば、蓮見の会のようなたくさんの方が来場されたときにも県道を通らずに行くこともできるわけです。また、体が不自由な方や車椅子の生活をされている方にも御配慮できるようにしていくべきだと考えています。

そこで質問なんです、このような道の駅から古木江城に橋の整備や周辺の遊歩道の整備は、周辺整備計画の中で考えておられますか。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

道の駅周辺につきましては、一年を通じてにぎわいもある観光拠点とするために、蓮見の会の会場周辺も整備の検討をしております。

東西のエリアをつなぐ橋につきましては、県道部に歩道もあり、新たな橋や遊歩道の整備につきましては、費用及び事業効果などを検討しながら整理していく考えでございます。

**○1番（馬淵紀明君）**

蓮見の会に昨年参加させていただいて、非常に人数もたくさんの方がお見えになってよかったなあという考えでございますけれども、やはり県道が走っているというところで交通量も多いところ、それで、利用者の方々がどうしてもやっぱり高齢者の方とかは車が通り過ぎると怖いとか、危ないとか、まだ手つかずで、整備されていないガードレールとか、まだきれいにするところがあるんです。もちろんそこは県道なので市がどうこうという話ではないでしょうけれども、やはりそういうところも整備して、来てくださった方がまた来年も行きたいとか、去年よりもきれいになったとか、そういうことを思えるような場所にしていくためには、やはり今後、この周辺を整備していく中では非常に大事な部分ではないかなあと私は考えております。ぜひとも橋をかけるということは一つ、費用対効果も出て非常に難しいかもしれないですけれども、検討してほしい部分でもございますのでよろしくお願ひしたいなと思います。

次に、ちょっと写真をお願いします。

ここは、ここに書いてあるのは桑名市物産観光案内所、桑名市の駅前南口にあるんですけれども、昨日お伺いしまして、なぜ行ったのかという話から始めますと、ここともう一つ、もう

一つの写真を出してくれますか。ここは住吉浦の休憩所ですけれども、ここは揖斐川沿いに今あるんですけれども、ここと先ほどの駅前の観光案内所でレンタサイクルを導入されて、桑名市のほうでは観光客や地元の方に利用してもらっています。

また、桑名市の観光協会の方にお聞きしますと、観光客や地元の方だけではなく、ビジネスマンも利用すると。車で来て、駐車場に車をとめて、その後ビジネス。桑名市は商業施設も多いので、そのようなことも考えてやられているというところなんですけれども、私ももともと競輪選手で自転車に関しては興味深いところがたくさんあるので、非常にいいなと思いました。種類も、このような婦人車から子供が載れる自転車、また高齢者のことも考えて電動つき自転車も置いてありました。

そこで、本市としても、レンタサイクルの導入の計画などはあるのかをお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

今年度の基本構想の中で、周辺の観光資源をめぐるサイクリング拠点となるサイクルステーションにつきましては、現段階で具体的な導入は確定はしておりません。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

もう一度、このモデルコースみたいな地図のマップを出してもらえますか。済みません。

計画は今のところはないというお話なんですけれども、今後、導入をしてほしいなという部分はあります。

やはり愛西市というのは合併市であり、かなり面積も広いです。旧佐織町、八開、地区で言えば佐屋地区、立田地区とか広いわけですから、観光スポットも含めていろんなところへ足を運ぶ手段として、なかなか徒歩では難しいと思いますし、先ほどおっしゃいました観光スポットになる木曾三川流域のケレップ水制群などの観光拠点に自転車で行くという方法は、非常に私は有効だと思っております。

桑名市に限っては、モデルコースという形で3つのコースをつくって観光地を回るような、神社、お寺を回るようなコースもつくられております。今回、愛西市においては道の駅を拠点として、このようなモデルコースをつくったりしてサイクリングコースなどの検討はされていますか、教えてください。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

かわまちづくり計画に基づく事業の中で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

ぜひお願いしたいというのが私の個人的な意見なんですけれども、ぜひ検討して、前向きに御検討よろしく申し上げます。

最後に、イベントについて伺いますけれども、レンコン街道の資料ありますか、ないですね。済みません、失礼しました。

道の駅の拠点としてのイベントが、個人的には少ない感じがいたしております。

冬のイベントは何かできないのかなと思っておりますが、県事業で認定されたこのレンコン



街道ですね、レンコン街道と道の駅を含めたスポーツイベントなどは非常に有効ではないかと思えます。市民参加型のマラソン大会や駅伝大会があってもいいのではないかと、私個人の考えでございます。

また、市民の中で、このレンコン街道を自転車で走ったのは私が一番多いと自負しております。競輪選手時代、25年間走らせていただきましたが、平たんが続き、すばらしい見晴らしでサイクリングにも適していると思えます。

スポーツイベントだけではなく、道の駅を拠点として、今、蓮見の会がありますけれども、何か冬のイベントはできないのかと考えておりますが、当局としてはどのような考えでしょうか。また、隣接している他県及び他市町のイベントに連携して道の駅に寄ってもらう施策はないのか、もしくは連携できる施設とはならないのか、お尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

大きなイベントとしましては、夏に開催します蓮見の会がございますが、道の駅では指定管理者が独自で行います3月のれんこん料理コンテストなど、毎月イベントを実施しているところがございます。引き続き現在実施の事業をしていくものと考えております。年間を通し、集客できるイベントの検討もしていきたいと考えております。

また、近隣自治体のイベントに合わせて事業を実施できるよう情報収集を行い、集客を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

先ほども申し上げましたけれども、レンコン街道が認められ、今回、看板を設置するようなお話も出ておりますけれども、ここも、もともと物すごく交通量が多いところではなくて、朝の通勤のときに多少車の量が多いのかなあと、私が現役時代ときにはその時間帯を外して9時、10時ぐらい、午後でありますと4時ぐらいまでは交通量は少ないところがございます。そういうところを今度PRしていくためには、かなりの、看板設置だけではどうなのかなと思います。やっぱり周知していくためには、道の駅で来場者の方々にこういう道もある、こういうところも通ってきたらどうかということも含めて、そういう施策というかPR活動もしっかり行っていただきたいと思っております。

それでは、消防車両についての再質問のほうにさせていただきます。

消防のほうの消防団ですね、車両の更新は車両整備計画に基づき行っていくというお話ですが、この消防団の車両は分団によって違うのか教えてください。

#### ○消防長（横井利幸君）

分団の車両でございますが、佐織第1、第4、第5分団につきましてはポンプ車、それ以外の分団につきましては、小型動力ポンプつき積載車を配備しております。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

今、小型動力ポンプつき積載車というお話がありましたけれども、これは、通常で言う積載車という認識でよろしいでしょうか。

#### ○消防長（横井利幸君）

小型動力ポンプを積載している積載車という認識で結構でございます。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

では、今の佐織第1、第4、第5分団についてはポンプ車で、それ以外は積載車というお話ですけれども、なぜ分団によって車両が違うのでしょうか。

○消防長（横井利幸君）

佐織地区の3台のポンプ車につきましては、合併以前から使用しておりまして、使用年数も短い、新しい車両であったため、引き続き使用することになりました。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

今回、議案のほうにも出されておりますけれども、今のポンプ車と積載車の車両費、また維持費はどのくらい違うのか教えてください。

○消防長（横井利幸君）

消防団の車両の購入費用でございますが、ポンプ車は約2,100万円、小型動力ポンプつき積載車は約770万円です。維持費でございますが、車検及び点検時の必要経費を比較しますと、ポンプ車のほうが約10万円、年間経費が高くなっております。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

近隣の、近くでポンプ車を配備している自治体は津島市、それから稲沢市でございますけれども、その両市は今後もポンプ車を更新していくというお話です。

なぜ愛西市は、ポンプ車から積載車に変える必要があるのでしょうか。

○消防長（横井利幸君）

平成20年4月に愛西市消防団は一団化したわけでございますが、ポンプ車を更新整備する場合は小型動力ポンプつき積載車に変更するという検討結果により、整備計画を作成しております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

となると、その計画というのは10年以上も前の整備計画であり、今の時代に適しているのか、また見直していてもいいのではないかなと私は感じておりますけれども、先ほどのお話であります。ポンプ車と積載車の車両費の差は約3倍近く違うみたいです。その分、動力性能は落ちると、私は消防団の方からお聞きしております。

地域防災力の充実、強化を図るといふ部分では、それでいいのかと私は疑問を持っておりますが、先ほどの佐織第1、第4、第5分団の消防団員の方も車両変更には戸惑いを感じている、納得いく説明をしてもらいたいと私は聞いています。それぞれの車両にはメリット・デメリットがあるわけで、私はどちらの車両を配備したほうが市としても、消防団としても、また市民の皆様の安全に対してもメリットはあるのではないかと考えます。

また、運用面の課題だけではなく、地域消防団の活動の象徴でもあるポンプ車を積載車に変更することで、消防団員の皆さんの地域や家族を守るといふ熱い思い、また地域を守るプライドも失われる危機感は想像以上に大きなものがあると思います。

佐織地区の多くの消防団員の方、また消防団OBの方も、ポンプ車を残していただけないか

と私のところに要望としてこの話を聞かせていただきました。3台持っている中の1台だけでも残していただけないかというところの部分では、今後、検討していただけないでしょうか。

○消防長（横井利幸君）

そういった御意見も伺っておりますが、今のところ、整備計画に基づき事業を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

先ほども言ったんですけど、この計画も10年以上たっているわけで、見直すという部分では私は必要性があるのではないのかなと、先ほども言ったんですけど、もう一度述べさせていただきます。

また、これは近隣ではなくて地域事情も違いますが、長野県大町市の消防団、ここでは車両更新時に、やはりポンプ車が必要だということで、積載車からポンプ車へ更新したというお話もあります。愛西市は、今回、ポンプ車から積載車というお考えでしょうが、その大町市では、いやポンプ車が絶対的に必要だということで、積載車をポンプ車に更新したとおっしゃっております。

また、これは愛西市のある分団のお話ですけれども、消防団へ入って活動したい。ですが、その方が免許はオートマ限定だったんですね、今の20代の方、今から免許を取られる方はオートマ限定の方もかなりいるかと思われまます。

その分団の車両はミッション車であり、車が運転できない。ですから今回は断念したという。やはりこういうことも含めて、今後、車両更新していく中では、ある車両からある車両だけではなくて、ミッション車をオートマチック車に変えていくとか、そのような検討をしっかりと検討していただいてほしいなと思います。

最後の編成について、再質問をさせていただきますが、この編成ですね、先ほどもちょっとお聞きしましたが、もう一度、編成はいつから始まったのか教えてください。

○消防長（横井利幸君）

現在の編成につきましては、平成20年4月1日から一団化になっております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

一団化になってから、今の愛西市消防団ですね、この皆様の活動には本当に頭が下がります。毎月の訓練、また夜警、その他にも年間のさまざまな活動、私も資料を見させていただきましたけれども、非常に熱心に活動されて本当に頭が下がります。

その活動されている消防団の方、また市民の方々から、何かそのような負担みたいな感じの声は聞いていないでしょうか。

○消防長（横井利幸君）

消防団の活動について、市民からの声は今のところ聞いておりませんが、団員確保には非常に苦慮しているということは事務局も把握をさせていただいております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

以前、団員確保という部分で女性団員は、済みません、僕は3名とっていたんですけど、今は、現在何名いますか。

**○消防長（横井利幸君）**

現在、女性の方は5名の方が入団しております。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

隣の津島市では女性部というものがあります。また、尾張旭市では、少年少女消防団を創立して、小学生のときから消防団に興味を持ってもらい、防災意識の高揚を図っているようです。今後、愛西市としても女性分団の創立の可能性はあるのか教えてください。

また、愛西市市内の中学校吹奏楽部などと連携して、今あるラッパ隊というのがありますけれども、一緒に活動ができるような場があると、消防団、また消防活動にもそういう年齢の方々にも興味を持つ機会にもなると思いますが、どのように思いますか。

**○消防長（横井利幸君）**

愛西市消防団の女性分団の創設は考えておりません。

演奏会に限らず、さまざまな活動を通じて地域の方々と消防団が連携し、一緒に活動できる機会をつくり、進めていきたいと考えております。以上でございます。

**○1番（馬淵紀明君）**

ありがとうございます。

女性分団の創立は考えていないというところですが、全国的に見ても、今、女性団員と言うんですかね、かなり人数がふえてきています。やっぱりこういう女性が活躍する場をこれから与えていくべきだと思いますし、本当にそういう興味、関心、こういう防災意識を持っているお子様、またそういう年齢の方もたくさんいると思いますけれども、やはりきっかけというのがないとなかなか一歩踏み込みにくいような団体のような私は印象がありますけれども、そういうことも含めて、この全国的に消防団員のなり手が少ない中、愛西市もいろいろな団員確保するための取り組みをしていくべきだと思いますけれども、本当に現在の編成から10年以上も経過しているわけなので、市民や消防団員の声、また人口減少や活動負担も含めて、今後の分団の人数や編成を見直して行ってほしいと思っております。

最後に、今回は3つのことを質問させていただきました。

最初は子供の体力、2つ目は道の駅の周辺、最後は消防団の話なんですけれども、やはり合併して15年たつわけで、いろいろな課題がこれから取り上げられてくると思います。そういうところもやはり各団体、または各組織、そういうところと部局を接して、しっかり連携して、しっかり声を拾って、計画は計画で非常に計画どおり進めてもらえば結構ですし、見直すべきところはしっかり見直していただいて、やはり皆様に何よりもメリットがあるように、そのようなことを私のほうから要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（鷲野聡明君）**

1番議員の質問を終わります。

ここで、休憩をとらせていただきます。再開は11時40分といたします。

午前11時27分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位9番の5番・高松幸雄議員の質問を許します。

高松幸雄議員。

○5番（高松幸雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、私からは愛西市の福祉サービス事業についてを考えるをテーマに一般質問をさせていただきたいと思っております。

我が国は、国民の4人に1人が高齢者という世界有数の超高齢社会を迎えました。高齢化が進む中、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みとして平成12年に介護保険制度が創設されて以来、介護保険サービス利用者数は年々増加し、高齢者とその家族、生活を支える仕組みとして着実に普及、定着をしています。

愛西市の総人口は、平成30年4月1日現在では6万3,417人となっており、平成25年以降、減少傾向となっています。また、平成27年に団塊の世代が65歳を迎えた以降、高齢者人口はますます増加し、平成30年4月1日の統計では、65歳以上の人口が1万9,340人、高齢化率が30.5%になり、愛知県の高齢化率24.5%、海部7市町村の26.6%より高く、その数は年々増加傾向にあり、特に後期高齢者が急増することが予想されております。

このように高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がってきます。ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ世帯のますますの増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族負担やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待の危険性などの問題への対応が課題となっております。また、平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命を延伸していくことも求められています。

このような課題に直面する中で、高齢者尊厳保持と自立生活支援や要介護状態の重度化防止のために、可能な限り住みなれた地域で生活を継続することができるよう、地域包括ケアシステムの構築が課題となっております。

地域包括ケアシステムとは、主に在宅の要介護高齢者が医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に利用できるようにする体制です。政府は、おおむね30分以内に必要なサービスが提供できる環境を目指しています。実現するためには、医療や介護を初め5つのサービスを受けられる体制を整えなければなりません。医師や福祉専門職の連携強化も求められ、こうした環境が整えば、病気で入院した高齢者が退院後も地域のリハビリ施設を利用しながら再び自宅で生活できます。

厚生労働省の調査によると、高齢者の7割が介護を受けながら自宅で暮らしたいと望んでいます。地域包括ケアシステムが確立されれば、高齢者ニーズに応えることが可能になり、介護する家族も遠隔地の施設まで行く必要がないので負担も軽くなります。

この仕組みを構築していくため、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と、関係機関との連携等による解決が図られる包括的な支援体制づくりを進めていくことが重要視されております。

本市では、高齢者の保健福祉に関する施設を総合的に推進するため、3年を1期とする愛西市介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しております。平成29年度には、本計画の第6期計画期間、平成27年度から29年度が終了することから、団塊の世代の全てが75歳になる平成37年、2025年を見据え、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現を目指す、新たな愛西市第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画が策定されました。

地域で取り組む包括ケアシステムとは、団塊の世代全てが75歳になる平成37年、2025年をめぐりに、重度な介護、要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が包括的に提供される仕組みづくりのことです。地域包括システムの構築の要は、各地域の地域包括支援センターが着実に医療と介護の連携や切れ目のないサービスを構築され、高齢者福祉が充実しているかどうか鍵となります。

愛西市には、佐屋小学校区、佐屋西小学校区は、市役所高齢福祉課内にある愛西市地域支援センター、市江小学校区、永和小学校区は、愛厚ホーム佐屋苑内にある佐屋苑地域包括支援センター、立田・八開地区は、八開総合福祉センター内にある愛西市社協地域包括支援センター、佐織地区は、佐織庁舎内にある愛西市地域包括支援センターサブセンターがあり、相談の窓口となりますが、地域包括支援センターが果たす役割はどのようなものがあるか、まずお尋ねをいたします。

次に、平成27年、2015年介護保険改正により、高齢者が要介護状態にならないように総合的に支援する介護予防・日常生活支援総合事業が創設されました。平成29年、2017年4月からは、全国の全ての市町村において、さまざまなサービスが開始されております。

そこで、介護予防・日常生活支援総合事業とはどのようなものかをお尋ねいたします。

次に、新たな愛西市第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画には、医療と介護の連携強化が求められる中、平成27年度より、海部医師会において、在宅医療サポートセンターが設置されました。平成30年度からは、全ての市町村において、在宅医療・介護連携推進事業を実施することが求められていました。

介護においては、高齢者本人の意思の尊重が重要であり、住みなれた地域で生活をしたいという希望に沿った形の支援が必要です。高齢者の在宅生活を支えるために、在宅医療と介護の連携強化は不可欠であることから、平成30年度から海部地域7市町村合同で海部地域在宅医療・介護連携支援センターを設置して、在宅医療・介護連携推進事業を実施するほか、平成28年度に導入した電子連絡帳システム「つながるまい愛西」の活用促進を図っていますと記載されておりました。

平成30年度から、海部地域7市町村合同で海部地域在宅医療・介護連携支援センター、通称

あまサポが設置されましたが、まず、どこに設置されましたか。また、あまサポの事業内容とどういった相談があるのか、つながろまい愛西とは何かということをお尋ねいたします。

以上で一括質問を終わり、順次再質問をさせていただきます。それぞれ御答弁、よろしくお願いたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、福祉サービス事業についてということで、4点ほど御質問をいただきました。それぞれ御答弁させていただきます。

まず最初に、地域包括支援センターの役割でございますが、地域住民の心身の健康の維持、生活の安全のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援するため、各種相談を受け付け、支援し、必要なサービスにつなぐことや、高齢者の虐待防止などの権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務などを行い、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう支援を行っております。

続きまして、2つ目の介護予防・日常生活支援総合事業とは何かという御質問でございますが、この事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを旨とするものでございます。

市では、平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しております。

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定を受けた方及び基本チェックリストで事業対象者と判定された方を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業と65歳以上全員を対象とした一般介護予防事業がでございます。

続きまして、海部地域在宅医療・介護連携支援センターはどこに設置されているのかという御質問でございます。

海部8期在宅医療・介護連携支援センターは津島市役所神守支所内に設置されております。

事業内容といたしましては、アからクまでがございまして、アとしまして、地域の医療、介護の資源の把握、イといたしまして、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、ウといたしまして、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進、エといたしまして、医療、介護関係者の情報共有の支援、オといたしまして、在宅医療・介護連携に関する相談支援、カといたしまして、医療、介護関係者の研修、キといたしまして、地域住民への普及啓発、クといたしまして在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携の8事業を行っております。

相談内容といたしましては、ケアマネジャー等から訪問診療や訪問看護の情報提供や退院に向けての医療機関等の情報提供の相談が多くございました。

次に、4つ目でございますが、つながろまい愛西とはという御質問でございます。

市内における在宅療養者の医療、介護情報等を多職種でネットワークを構築し、連携を図るためのシステムでございます。このシステムの利用によりまして、利用者登録されたパソコン、スマートフォン、タブレット端末から、いつでもどこでも在宅医療者の情報を多職種間で共有することができ、スムーズな情報伝達が行うことができるものでございます。以上でございます。

す。

**○5番（高松幸雄君）**

ありがとうございました。

では、再質問させていただきたいと思います。

地域包括支援センターは、本当に高齢者の方が一番最初に相談する窓口となっております。

ですが、なかなか私も市民相談がよくあるんですが、どこにまず相談に行っていかがわからないということから始まるわけでありまして。まずは、一番身近な、地域の近くにある地域包括支援センターに相談していただいて、そこから入っていくということ、まずこれからもうちょっとわかっていただけるといいなというふうに思っておる次第ではあります。

それから、その地域支援センターに行きまして、そこからいろいろと相談に入るわけですが、先ほど話がありましたあまサポですね、それからつながろまい愛西というの、つい昨日、恥ずかしい話ですが私も知った次第であります。

実は先日、こういった海部医療圏地域包括サミットというのがありました。これなんですけれども、こちらのほうに私も参加させていただきました。

こちらなんですけれども、津島市の生涯学習センターで2月16日にあったわけなんですけれども、私も行ったところ満席で、すごく盛況でありました。それだけ皆さんの関心が深いんだなということを実感いたしました。これも、あまサポのイベントの一環としてやっているというふうに伺っております。こういったことをどんどんと、これからまた進めていっていただければいいのかなというふうに思っております。

それでは、次に、愛西市第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の高齢者のアンケート結果がこちらのほうに載っております。その現状として、日中にひとりになることの有無では、「よくある」と「たまにある」を合わせた割合が一般高齢者では64.5%、要支援認定者では72.7%と非常に多くの高齢者が日中にひとりで過ごしている状態であります。

この状況をどういうふうに考えて、また課題は何であるのかということはどう思われますか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは、多くの高齢者が日中にひとりで過ごしている状況をどう考えるのか、課題はということでございますが、調査結果にもありますように、日中独居の高齢者は60%以上になっております。近所づき合いの希薄化もあり、日中ひとりで過ごす時間が多いのではないかと推察されます。今後は地域で孤立することがないよう、住民同士の声かけや見守り活動などの支え合いによる地域づくりが必要であり、課題でもあると考えております。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

私もこの数字を見て驚いたわけなんですけれども、日中独居、昼間ひとりでいる高齢者の方、要は親子で住んでいても、昼間は息子さんも働いているという状態で、日中は本当にひとりだけになってしまうという状態の方がこんなに多くいるということがわかりました。

そうすると、やはり昼間にいて何かあったときに、じゃあどうするのということが問題にな



ってくるんじゃないかというふうに思うわけでありませう。

それで、高齢者のひとり住まいということで、よく福祉サービスが多いわけなんですけれども、この日中独居ということに関しても、やはりこれからはちょっと考えていかなければいけないかなというふうに私は思った次第であります。

では、次に介護・介助が必要になった主な原因として、一般高齢者では、高齢による衰弱の割合が20.3%と最も高く、次いで骨折や転倒の割合が15.2%となっています。その原因と予防方法についてお尋ねいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

介護・介助が必要になった原因と予防方法はということでございます。

高齢に伴い足腰などの痛みや治療中、または後遺症がある病気を抱えたり、家に閉じこもりがちになることで、運動不足による筋力低下を起こしたりすることが考えられます。

予防方法といたしましては、外出や室内での体操等で体を動かす機会をふやして筋力低下を防ぐとともに、栄養バランスのよい食事を摂取して骨粗鬆症の予防に努めていただくなど、日ごろから健康管理が必要だと考えております。また、介護・予防のため、サロンや一般介護予防教室への参加が有効だと考えております。以上でございます。

#### ○5番（高松幸雄君）

高齢者の方できのうまで元気だったんだけど、次の日に転倒してしまったといったケース等は私もよく伺います。ただ、前の日まで元気なわけですから、介護認定を受けようと思っても該当しないという状況がこの間ありました。本人は本当に元気なんです。ただ、やはりそういった本人が次の日何があるかわからない。そうすると日中独居でありますから、その日のうち、誰もいない、連絡がとれない、そういった状況になります。

こういった状況において、では、じゃあ誰がということになるわけですが、やはり近隣のおつき合いが大事になってくるんじゃないかなというふうに思います。

そのときは私も市民相談を受けたわけなんですけれども、息子さんは弥富市のほうに住んでいて、来ようと思えば来られるけど、なかなか連絡はとれないという状況において、その方は近所の人が仲がよかったので、こういう人がおるからということで、包括支援センターのほうにつながりました。

ただ、やはり包括支援センターにつないでも、先ほど話したように元気なわけなんです。ですので、近隣の方も心配していて私に相談があったわけなんですけれども、こういった状況においてはやはりなかなか、私も高齢福祉課のほうに相談したんですけども、把握することはできないということをお伺いしました。

こういったこともこれから課題なんじゃないかなと。高齢者はいつ、次の日に何があるかわからない。そういったことも考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに感じた次第であります。

では、次に、介護保険サービス未利用の理由としては、「現状ではサービスを利用するほどの状態ではない」の割合が38.7%と最も高く、次いで「家族が介護をするために必要ない」の

割合が19.4%、「本人にサービス利用の希望がない」の割合が18.1となっていました。

「本人にサービスの利用の希望がない」の割合が18.1%となっている理由は何だと考えますか、お尋ねいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

アンケート時に「本人の利用希望がない」と回答をいただいた方への希望がない理由までは確認はできておりません。

申請時に、今は使わないが、いつでも利用できるよう認定を受けておきたいと言われるケースもございました。また、家族はサービスの利用を望んでいますが、本人が拒否されるケースもございました。以上でございます。

#### ○5番（高松幸雄君）

まさにそのとおりなんですけれども、この間のケースも、本人にサービスの利用の希望がないということがありました。ただ、周りの人は本当に心配でしようがないということはずうっと言っておりました。でも、やっぱりその手段がないということでありましたので、これからその近所の方は、まめにその方のところに行って様子を見るわということになりました。

これも一つ、市民協働、皆さんで助け合いという意味では大事なことじゃないかなというふうには思っています。ただ、やはり何か方法はないのかなと、もう一歩何か前進できないかなというふうなことはちょっと思っている次第であります。

では、健康寿命の延伸のためには、日ごろから健康づくりなど介護予防を意識した取り組みが必要です。高齢化が進む中、高齢者サロンは高齢者の交流や生きがいがづくりの場として重要であることから、今後も引き続き高齢者サロンの普及に努めますというふうにこちらに記載されておりましたけれども、現在、高齢者サロンは何団体が登録していて、どのような活動をしていますか。また、助成額は幾らで、助成金の使い道についてをお尋ねいたします。

あと一つ、続けてですけれども、新たな団体が申請した場合、どこに申請して、どのような手続が必要ですか。また、その団体の方から報告書の作成が、最初のころですけど、面倒くさかったという報告も受けております。そういった点についてもお伺いいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

平成30年9月30日現在でございますが、把握している高齢者サロンの団体数は54団体でございます。そのうち、愛西市社会福祉協議会から小地域福祉活動支援事業を行う団体として登録し、助成をしている団体は33団体でございます。

助成額は、1団体当たり年額7万円が上限で、使い道は、実施場所の借用に係る使用料、活動中における事故等の補償に係る保険掛金、活動の広報に係る印刷費用、その他必要と認められる経費として細工の材料費等の助成が対象となっております。

新たな団体が申請したい場合でございますが、愛西市社会福祉協議会に団体登録の申請書を提出する必要があります。活動後は実績報告書を作成し、領収書を添付して提出していただきます。申請書も報告書も記入するのは各1枚で、以前と比べて内容は作成しやすいよう工夫されているというふうにお聞きしております。以上です。

○5番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

私が聞いているのは最初のころだったと思うんですけども、最初は会場費とかチラシ代とかしか出ないということで、最近では改善されまして、そういったこと以外にも臨機応変に使えるという報告を先日聞きました。

また、ただやはりこういった高齢者の団体ですけども、まだまだ数が少ないと思います。高齢者サロンの施設団体ですね。これからもっともっとふやしていかなければ、歩いて行ける距離に1つずつ欲しいなというふうに思いますんで、ぜひともこちらのほう、もっともっとふえるようにもっと周知をしていただければありがたいなというふうに思っております。

では、次に、ひとり暮らしの高齢者等の高齢者世帯の増加に伴い、買い物支援や配食サービス、外出支援サービスなど、多様な生活上の困り事への支援が求められています。これに伴い、住民等の力を活用した多様な生活支援サービスを充実していくことが求められております。在宅生活を続けていくための必要な支援、サービスでは、輸送サービス、介護福祉タクシーなどの割合が高く、また利用状況を見ると、配食サービスの利用者増加が見られています。

配食サービスの利用者に関しては増加傾向に見られているということでありましたけれども、こういった生活支援サービスを整備することで、家族介護者の負担軽減も期待できてきます。多くの介護者が将来に不安を感じている中で介護を原因とする離職を防止して、また介護者による高齢者虐待などを未然に防ぐためにも必要な支援、サービスの早急な整備が求められています。

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を送るためには、生活に必要な多様な生活支援サービスを整備することが必要で、本市の高齢者福祉サービスにはどのようなサービスがあるのかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

どのようなサービスがあるかということでございますが、市では、昼食を自宅まで配達する配食サービス、急病や事故などで救助を要請するための緊急通報システムの貸与、家具転倒防止事業、認知症高齢者が行方不明になった場合に早期発見につながるための徘徊高齢者等介護支援サービス、福祉車両で医療機関などへの外出を支援する外出支援サービス、寝具洗濯乾燥サービス、高齢者福祉タクシー料金助成、家族介護用品の支給等のサービスを実施しております。また、社会福祉協議会でございますけれども、自分で買い物に出かけることが困難な高齢者のために、買い物支援バス事業、車椅子移送車の貸し出し、車椅子や介護ベッド等の福祉用具短期貸し出し事業等を行っております。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

愛西市には、他市にも誇れるような福祉サービスがたくさんあるということがよくわかりました。

ただ、寝具の洗濯乾燥消毒サービスについては、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯で要介護状態にある方に対して、年2回の寝具の選択及び乾燥サービスを行っている。以前は要

支援も対象でしたけれども、要支援が除外されました。その経緯と理由は何ですか。

また、要支援の方を救済する方法はないのでしょうか。例えば割引サービスをする契約をするとか、愛西市内の取扱業者に協力を求めるとか、何か方法はなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

寝具洗濯乾燥消毒サービスの対象者は、みずから洗濯を行うことが困難か、十分な洗濯介助が得られない方ではありますが、実際に該当されない方も多数利用されていたため、今回、真に必要な方にさせていただくという観点から、要介護の方ということにさせていただきました。今年度から対象者を見直しましたが、近隣市と比べましても多くの方に利用していただいている現状でございます。

業者の協力でございますが、無料集配していただける業者もあり、個人で直接頼まれている方もお見えになるとお聞きしております。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

事情はよくわかりました。

財政も厳しいし、他市には劣らないということでもありますけれども、やはり今まであったものが急になると、誰しものが嫌な思いをするということでもありますから、そこで何とか、無料ではないけれども、割引で、半額ぐらいでできるとか、そういったことができればよかったのかなというふうにも思ったりもします。

そういった市民相談が多いので、ちょっとそういう話をさせていただいたわけですがけれども、無料でなくても、本当に必要とする人でしたら半額でもやられるんじゃないかなあというふうに思いますので、また今後はそういうことも検討していただければありがたいなというふうに思っております。

続きまして、緊急通報装置の貸与についてですけれども、ひとり暮らしの高齢者対策として、急病、事故等で救助を必要とするときに消防本部へ直接通報する緊急通報装置の貸与を行っており、近年、設置希望者が増加傾向にありますけれども、申請から設置までの手続方法についてお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

緊急通報システムの手続ということですが、緊急通報システムは、在宅のひとり暮らし高齢者及び身体障害者の方等の急病、事故等の緊急事態に対処するために緊急通報装置を貸与しております。手続につきましては、利用申請書及び機器の借用書、承諾書を市に提出いただき、承諾書には3人の協力員の方の承諾が必要となります。そのうちお1人は、地区の民生委員さんになっていただいております。その後は、対象者の方と機器設置業者との設置の日程を調整した上で、担当職員が立ち会いのもと、機器を設置させていただいております。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

緊急通報装置の貸与についてですけれども、これも先日相談を受けたわけですが、や

はり設置までに手続が結構、協力員さんの署名をもらってきたりしなければいけないとか、市役所まで来なきゃいけない、そういった部分がありました。そういった意味で、何かもっと手続が簡単になればいいなというふうに思います。

続いて、それに関連してじゃないんですけども、調べていたら出てきたんですけども、総務省の消防庁のほうで、Net119緊急通報システムというのが出てまいりました。

このシステムを国は総務省、消防庁では導入を進めていまして、平成30年6月30日現在で導入済みの消防本部は728本部中142本部で、平成32年度末までに導入予定の消防本部が444本部になるということでした。

Net119緊急通報システムとはどういったものか、お尋ねいたします。

#### ○消防長（横井利幸君）

Net119緊急通報システムについて、私のほうから答弁をさせていただきます。

Net119緊急システムとは、聴覚言語機能障害者が円滑に緊急通報を行うためのシステムになります。スマートフォン等のインターネット接続機能を利用しまして、簡単な画面操作で119番通報を行うことができるシステムでございます。以上でございます。

#### ○5番（高松幸雄君）

こちらのほうは、まだ愛西市では導入しておりません。

ただ、こちらの聴覚言語機能障害者が円滑に緊急通報を行うためのシステムということで、スマートフォンやインターネットの接続機能を利用して簡単にできるということでありましたので、ぜひ愛西市でもこちらの導入をしていただきたいと思いますんですが、今後、愛西市でのNet119緊急通報システム導入は考えられますでしょうか、お伺いいたします。

#### ○消防長（横井利幸君）

愛西市の導入につきましては、愛知県下の動向や利用状況により、今後、検討していきたいと考えております。以上です。

#### ○5番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

ぜひ導入を早く実現するように期待しております。

では次に、介護予防・生活支援サービス事業の対象となる内容についてお尋ねいたします。

まず、こちらはどこに相談したらいいのかと、そしてどうしたら利用できるか、どんなサービスが利用できるか、まずそこまでお伺いいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

介護予防・生活支援サービス事業の対象と主な内容でございますが、要支援認定を受けた方及び基本チェックリストで事業対象と判定された方を対象として、訪問型サービス、通所型サービス、配食サービス、高齢者見守り訪問事業、介護予防マネジメント及び65歳以上全員を対象とした一般介護予防がございます。

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望される場合は、担当地区の地域包括支援センターに相談していただきます。要支援認定を受けていない方は、地域包括支援センターで基本

チェックリストを実施し、事業対象者と判定された場合には、介護予防・生活支援サービス事業を御利用いただけます。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

それでは、訪問型サービスと通所型サービスというのはどういうものか、お尋ねします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

訪問型サービス及び通所型サービスは、従来から介護保険事業所が実施しているデイサービスやホームヘルプのほかに、住民が主体となって実施する訪問型サービスBと通所型サービスBがございます。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

訪問型サービスBというものの、今、実施している団体名、それと住所と事業の内容、また料金等をお尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

訪問型サービスBの団体名、住所、事業内容、利用料金等でございますが、市内では現在、シルバー人材センター、アリス在宅福祉サポートセンター、愛援隊の3団体が活動しておみえでございます。住所といたしますと、シルバー人材センターが小津町、アリス在宅福祉サポートセンターが町方町、愛援隊が大井町でございます。

事業内容につきましては、ごみ出し、清掃、電球交換、買い物代行、デイサービスへの送り出し、傾聴などがございます。

利用料金につきましては、ごみ出しを例にしてお話をすれば、無料から800円まであり、団体によって利用料金が異なっているのが状況でございます。以上です。

○5番（高松幸雄君）

訪問型サービスBというものがこれからは必要になってくるんじゃないかというふうに私は思って、新しいこれが事業ですね。介護予防・日常生活支援総合事業の中で一番大事なところじゃないかなというふうに思っていますけど、まだ3団体しかないということでございます。

先ほどありました愛援隊というのですね。たまたま先ほど布団乾燥サービスのことが出ましたけれども、そのときに相談を受けました。その前に、たまたま私も地域包括支援センターの方に愛援隊のことを伺っておりました。ですので、その相談者の方から、要支援じゃなくなってしまったので、その方は呼吸器をつけた方だったんですけれども、デイサービスを利用して1時間利用ができるんですが、それをやっていると時間が足りないということで困っておりました。

そこで、何とかならないかという相談を受けたわけなんですけれども、そのときに思いついたのが愛援隊。これは、布団サービス、先ほどごみ出し、見守り等のお手伝いをちょこっと行いますということで、無料ですということでした。で、たまたま佐屋苑の地域包括支援センターで、その方もセンターの方でしたので、ちょうど地域でその方がわかるということでしたので、そこをお願いしましたところ、その後、布団を干してもらって、あと取り入れてもらうということをやっただいて、すごく喜んでいただいたわけでありまして。

ただ、ほかの2つの団体に対しては、残念なことに今のところは有料でございます。ですので、そういったところ、こういった無料の団体、こういったところをもっともってこれからは必要になってくるんじゃないかと思います。

チラシがちょっとありましたので、これ愛援隊のチラシですね、いただけてきました。

やはり、こういったボランティア団体を本当にどんどんとふやして行って、高齢者の方をサポートしていくことは、これから大事なことになってくるんじゃないかと私は今回のことで痛感いたしました。できれば、私もこの訪問型サービスBのそういった団体で、市民の方をお願いして一緒にやっていきたいなというふうに今回は思いました。

人間にとって、社会のため、人のための行動は生きがいであり、健康づくりにつながると思います。地域包括ケアシステムを構築する上では、支え合う共助、互助の精神が重要です。元気な高齢者の多くは、長年の仕事経験の中でさまざまな技能や知識を蓄積した方々でもあります。そのような元気な高齢者が支える側にも参加してもらおう仕組みづくりです。

ボランティアポイント制度は、今や多くの自治体で事業化され活発に取り組んでいます。ボランティアには高齢者の健康増進や介護予防、地域貢献を通じた生きがいづくりなど、多くのメリットもあります。今後、元気な高齢者が活躍できる介護ボランティアポイント制度の導入は考えられませんか、お尋ねいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

ボランティアポイント制度の導入につきましては、今後、他市町村の実施状況などを確認してまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○5番（高松幸雄君）

先ほどの愛援隊、これも元気な高齢者の方々、定年を迎えた方々が、やることがないと家に引きこもるのではなくて、こういったボランティアで社会貢献ができるということで、そしてボランティアポイントがついて、それが何かに使えるということであれば、だんだんと活発になっていくんじゃないかというふうに私は考えますので、また今後、御検討をよろしく願いいたします。

それでは、訪問介護サービスBのボランティア、愛援隊の活動と訪問型サービスBの今後の展開ですね、先ほど私はふやしていけばいいなというふうに思いましたけれども、行政としてはどういうふうに考えているか、お尋ねいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

まず、1つ目のボランティアの愛援隊の活動ということでございますが、現在行ってみえますのは、ごみ出し、清掃、電球交換、見守り、買い物代行、デイサービスへの送り出し、傾聴等を行っているというふうにお聞きしております。

愛援隊は、サービス提供地域が愛西市全域ではなく、永和小学校区、市江小学校区、立田地区、八開地区に限定されております。今後は訪問型サービスB実施団体が増加し、市内全域に必要なサービスが提供されますよう、ボランティア団体等への支援を行っていきたくと考えております。

○5番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

ぜひともボランティア団体、訪問型サービスB、どんどん進めていただければありがたいなというふうに思います。

最後に、地域福祉の視点に立った地域包括ケアシステムの構築について、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

高松議員、冒頭にもお話をいただきましたが、2月16日に津島市生涯学習センターにおきまして、海部医療圏地域包括ケアサミットが開催をされました。本当に多くの方々に御来場いただきまして、名古屋大学医学部の水野教授から「地域包括ケアの深化、地域共生社会の実現に向けて」という基調講演もいただき、また津島医師会、そして海部医師会の方々にも協力をいただき、あと4市2町2村が一緒になって、現在、こういった活動をしています。

パネルディスカッションにおきまして、愛西市の取り組みについて私も発表させていただきました。先ほどもお話がございました訪問型及び通所型サービスBを現在実施している状況、また毎年75歳の方を対象に基本チェックリストを実施しまして、介護予防・生活支援サービス事業対象者にサービスの利用ができるよう支援していること。また、民生委員の方々や新聞店、金融機関の協力を得て、見守り体制の構築をしていることなど、お話をさせていただきました。

そして、地域包括ケアシステムにつきましては、みんなで支え、みんなでかかわり、安心して暮らせるまちを理念といたしまして、市民ができる限り住みなれた地域で人生の最後まで住み続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を推進していくことを目標に、今後、進めていかなければならないというふうに考えております。

65歳の方々の割合がどんどんふえていくわけですが、市民の方々と協力をしながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

ありがとうございました。

市長の地域包括ケアシステムについての決意をしっかりと聞かせていただきました。

人間にとっては、生きる苦しみ、老いる苦しみ、病気になる苦しみ、死ぬ苦しみ、生老病死の四苦は誰もがいつか向き合わなければならないテーマではあります。

自分の老後がどんな状況であっても、支え合って、助け合って、住みなれた場所で暮らせることは高齢者にとっての願いだと思います。

地域包括ケアシステムの構築は、まちづくりであり、健康づくりでもあります。平成37年までに地域包括ケアシステムの構築をして、要介護になっても住みなれたまちで暮らせる支え合いのまちにするためには、市民の協力や応援が不可欠であると思います。

地域包括ケアシステム構築の取り組みの啓発や、それに伴う各事業の取り組みの啓発として、



市民と協働の我がまちの地域包括ケアシステムをしっかりと構築していかなければならないと思いました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（鷺野聡明君）**

5番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時30分といたします。

午後0時28分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（鷺野聡明君）**

お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位10番の7番・原裕司議員の質問を許します。

原裕司議員。

**○7番（原 裕司君）**

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、今回は高齢者の生活支援体制について質問させていただきます。

私はこれまで一般質問で、住みなれた地域で暮らし続けるためには、地域の皆さんと協力し、そして助け合うコミュニティーづくりが大変重要になってくると考え、今まで質問させていただきました。

その答弁において、行政は第2次愛西市総合計画をもとに、各種の取り組みをなされているということも理解させていただきました。

今回の質問では、少子・高齢化、人口減少が進む中で、やはり高齢者の生活支援をどのように進めなければならないか、何が課題か、どんな問題が大きい整理をしなければならないかということ、今回質問させていただきます。

また、今まで各議員の方々、そして本日、高松議員も質問がありましたけれども、やはり高齢者生活支援や介護予防に関するさまざまな質問、課題について重複する部分があるかと思えますけれども、私の視点で質問をさせていただきます。

国は現在、介護サービスの主体を国から自治体へ徐々に移行しようとしています。地域包括ケアシステムの導入は、そのための体制づくりとしても大変重要になってくるわけでございます。この地域包括ケアシステムは、高齢者が要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、地域内でのサポートをし合うシステムです。

介護職が不足し、既存の介護保険サービスだけでは高齢者を支え切れない状況になりつつあります。また、核家族化が進み、家族の支えを受けられないひとり暮らしの高齢者がふえていることも、地域によるケアが必要になった要因の一つと上げられます。

そこで、愛西市の現状を確認するために、総人口及び高齢者人口の推移や高齢化率はどのようになっているのか、また将来人口の推移についてもお答えをお願いいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

愛西市の高齢化率でございますが、本年2月1日現在、愛西市の総人口は6万3,237人、そのうち65歳以上が1万9,447人、高齢化率は30.8%であります。

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に推計した将来推計人口によりますと、団塊世代が75歳を迎える2025年における市の高齢化率は32.6%、団塊世代の子が65歳を迎える2040年には40.7%と推計をしております。

将来人口の推移でございますが、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に推計した将来推計人口によりますと、2040年には、市において高齢者人口が1万8,923人と推計しております。この推計によりますと、15歳から64歳までの生産年齢人口およそ1.2人が1人の高齢者を支えることとなります。以上でございます。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

現在、本市の65歳以上の高齢化率というのは30.8%、しかもその半分に当たる15.3%が75歳以上という状況であります。そして、約20年後には10%ふえ40.7%となり、今後の高齢者生活支援をどのように進めていくか大変不安になってまいります。

そこで、もう少し詳しくお聞きしたいのですが、地区によっても数値の違いがあると思います。日常生活圏ごとの高齢者のみ世帯とひとり暮らし高齢者の状況について、このような世帯が多い地区についてお答えいただきたいと思います。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

地区別の高齢者世帯の状況でございますが、民生委員による高齢者世帯調査の結果によりますと、平成30年4月1日現在、愛西市においておよそ8,000人が高齢者のみで生活しており、これは65歳以上の人口のおよそ4割を占めております。この高齢者のみ世帯について、市内の日常生活圏域ごとの特色があり、佐屋、佐織地区と比較し、立田、八開地区では高齢者のみで生活している割合が低く、子や親族等と同居率が高い状況となっております。以上でございます。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

地区によって同居率、あるいは高齢化率の違いがあるということがわかりました。

資料をちょっと、映像を見ていただきたいと思います。

これは、事前に資料をいただいたものを表にまとめさせていただきました。

上段が高齢者のみ世帯、下段がひとり暮らし世帯者の地区ごとに分けて明記させていただきました。ちょうど黄色とブルーという部分であるわけでございますが、佐屋地区1という部分で見ますと、これは佐屋西小学校、学校区で分けてあります。須依と北一色というところは上位を占めております。佐屋地区の2という部分は、市江小学校と永和小学校の学区です。ここを見ますと大井と西保、立田地区では南川並と早尾下、八開地区では鵜多須と東赤目、佐織地区では河畔というところが上位を占めているのがわかります。

この上位の地区の推移を先ほど答弁がありました数字に置きかえますと、次のような数値が

出てまいります。

平成31年現在の本市の世帯数2万3,101世帯に対して、高齢者のみ世帯が4,949世帯であり、21.4%を占めていると。この各地区の世帯数には違いはありますが、特に佐屋地区のほうでちょっと説明しますと、佐屋地区では10%、佐織地区では7.8%という形で大変高くなっております。ひとり暮らし世帯は、佐屋地区内で上位の須依163人、大井で140人、北一色で95人、西保で99人、この4地区の合計で470人が生活をされています。愛西市だけではなくて、佐屋地内で比較いたしますと、約半分の50.9%がここの地区でひとり暮らしで生活しているということがわかります。

また、平成28年4月1日の調査では、ひとり暮らし高齢者が1,885人から2,010人となり、2年間で6.6%増加いたします。日常生活でちょっとした援助などが必要かと思えます。例えばごみ出しや買い物などサービスが充実すれば、ひとり暮らしを安心して続けられると思えます。また、地区ごとに需要と供給というバランスも大切になってくるかと思えます。

このような集計データを地区の皆さんが興味を持っていただく、そしてより深く理解していただくことで、その地域内でどんな課題があり、どんなサービスが必要か、見直すよききっかけになります。ぜひ市民の皆さんに、住みなれた地域がどのように推移していくか、どんな生活課題が発生するか、引き続き広報等を活用し、情報を発信していただければありがたいと思っております。

また、こうした高齢者の現状を鑑みると、公的なサービスだけでなく、地域の力を活用しなければ、高齢者を支えていく地域包括ケアシステムの構築が必要となってくると考えます。これを構築するためには、介護職や医療関係者などの多職種連携が必要であり、地域包括支援センターやケアマネジャーがそのための仲介役として重要な役割を果たします。

地域包括ケアシステムという概念は、1980年代に広島県御調町、現在の尾道市でございすが、医療と福祉行政が連携して高齢者の寝たきりゼロを目指すという画期的な取り組みを行い、これが地域包括ケアシステムと呼ばれるようになりました。その後、2000年に介護保険制度が始まり、高齢者を支えるには医療と介護や福祉の連携だけではなく、生活支援サービスも必要であるということが明らかになってきました。

2006年の介護保険制度改定により、地域住民の医療と保健の向上、さらには福祉の増進に向けた支援を包括的に行うことを目的に、地域包括支援センターが誕生しました。この中で、医療サービスと介護サービス、さらに生活支援を連携させて、体制として定めて地域包括ケアシステムの概念が注目を集めるようになりました。

2014年には、医療介護総合確保推進法が施行され、地域ケアシステムの構築が全国的に進められました。この地域包括ケアシステムは大きく分けて5つの要素で構成されています。

画像のほうをごらんいただきたいと思えます。

5つの構成要素は、植木鉢に例えられています。この植木鉢は、医療や介護など専門職が行うサービスは、植木鉢の中で育つ植物の葉に例えられています。今後の介護サービスの需要増に備えるためには、木の葉を大きく広げなければならないという意味が込められています。し

かし、サービスを充実させても生活の基盤である住まいが確保されなければ、安定した日々の暮らしは送れません。そこで、住まいと住まい方は鉢としてあらわされています。

また、地域の高齢者が取り組む介護予防や市内の介護保険以外のサービスや近隣住民の支えによる生活支援が充実していなければ、専門職が自分の専門性を発揮してサービスを提供することはできません。そのため介護予防と生活支援は土に例えられています。

そして、これらのサービスを受ける大前提として、高齢者本人の選択や本人と家族の心構えが何より大切です。そのことをあらわすため、本人の選択と本人・家族の心構えは植木鉢を包む皿に例えられています。

また、地域包括ケアシステムには4つの助の力を連携させてさまざまな生活課題を解決していくことが求められています。

自助とは、自分自身で自分を助けるセルフヘルプと呼ばれています。住みなれた地域に住み続けるためには、さまざまなサービスにみずから取り組み、みずから健康に注意を払いながら介護予防に取り組むことが重要になります。また、地域包括ケアシステムの中には、自費で介護保険外のサービスを利用することも自助の一つとして捉えられています。

互助とは、個人的な関係性を持っている人間同士が助け合い、おのおのが直面している生活課題をお互いが介助し合う、解決し合う、またあくまでも自発的な支え合いであることを示すときに互助という言葉を使います。家族や近所同士が助け合うというインフォーマルな社会資源を活用することです。

共助とは、制度化された相互扶助のことで、医療や年金、さらに介護保険や社会保障制度など、被保険者による相互負担で成立する制度も概念に含まれています。互助が自発的な助け合いなのに対して、共助は制度に基づく助け合いです。

公助とは、自助あるいは互助で対応できない困窮などの問題に対するための生活保障制度や社会保障制度のことです。税による負担で成立し、生活保護などの人権擁護や虐待対策などが公助に該当いたします。

地域包括ケアシステムがうまく機能するためには、この4つの助の連携が不可欠です。貧困や家庭関係の悪化、あるいは虐待に対しては、公助の助けがやはり必要となってまいります。

そこで、地域包括ケアシステムの取り組みのかなめとなる中心的な存在が、さきに述べました地域包括支援センターであります。本市においても、地域包括支援センター、サブセンターを含め現在4カ所ありますが、高齢者相談窓口では、高齢者の生活に関する相談内容が行われていると思いますが、その内容についてお答えいただきたいと思います。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、地域包括支援センターでの相談事項等でございますが、調理や清掃等の家事が十分にできないというお困り事の相談や、外出の機会が少ないために心身機能の低下を心配するもの、独居の方と連絡がとれずに安否を案じるもの、高齢者虐待が疑われるものなどなど、さまざまな相談を承っております。以上でございます。

#### ○7番（原 裕司君）

ありがとうございます。

これまでの相談内容で、先ほど答弁がありました高齢者虐待についてお尋ねしたいと思いません。

9月の定例議会の折に、平成29年度決算における関係書類の中で、前年度、高齢者虐待のことなんですけれども、前年度16件、69回の相談があったというような報告がなされておりました。その虐待相談内容については、身体的虐待であるとか、精神的虐待、経済的虐待、さまざまな虐待があると思いますけれども、虐待の主な要因や傾向についてお答えください。また、解決や改善に至るまで継続的な支援が必要であると思いますので、その課題についても答えをお願いいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、高齢者虐待の主な要因と主な課題ということでお答えさせていただきます。

市へ報告を受けている高齢者虐待の種別につきましては、身体的虐待が全体のおよそ6割を占めております。次いで心理的虐待、介護放棄などのネグレクト、経済的虐待の順となっております。被虐待者の年齢と性別については、80代女性の被害者が最も多く、生活の一部で部分的な介助が必要であり、認知機能の低下が見られる要介護状態にある高齢者が、日常生活上のトラブルや介護ストレス等を要因に、男性の配偶者、または子から暴力を受けるという傾向がございます。また、支援者による虐待の対応については、高齢者と虐待者が共依存にある場合もあり、双方の分離を図れない場合には対応期間が長期化することもございます。

高齢者虐待の対応の課題につきましては、暴力による重篤な被害を防ぐため、高齢者施設等への緊急一時的な居室の確保、虐待と思われる不自然なあざや本人からのサインなどの早期発見、虐待とならないための介護者等への早期支援など、課題と上げられると思っております。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

先ほども家庭内の問題に行政がなかなか立ち入ることができないという場合も多くあるかと思えます。

このような相談等を共有するために会議が設けられております。地域ケア会議というものが開催されております。市の担当職員を初め、ケアマネジャーや介護サービス提供事業者、さらに医療機関や社会福祉協議会の関係者、地域の町内会やボランティア団体の代表者のほか、民生委員などが参加し、地域の圏域ごとの個別ケースを取り上げて、地域高齢者がどのような課題に直面しているかを把握し、検討がなされております。

本市においてもこの会議で、地域で暮らす高齢者が直面している個別の課題や必要とされるサービスについて検討がなされておられ、またアプローチをされておられると思いますが、その活動内容についてお答え願いたいと思えます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

地域ケア会議の活動内容ということでお答えさせていただきます。

地域ケア会議には、市内の地域課題を検討する地域ケア推進会議と、個別ケースを検討する

地域ケア個別会議がございます。

地域ケア個別会議は、地域包括支援センター、または市が主催し、支援者が困難と感じている高齢者、支援が必要だと判断されるが介護サービス等に結びついていない高齢者等について、多機関、多職種が多角的な視点から支援方針を検討し、高齢者の抱える生活課題を解決する役割を果たしていると考えております。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

つい最近も防災無線を活用し、認知症による大井の女性が行方不明になったということが情報として放送されました。近所の人にも心配して捜索に協力してくれたということなんですけれども、幸いにも大事には至りませんでした。発見するまでの家族の不安ははかり知れないものがあります。こうした地域の皆様の数多くの目で見守り、助け合うことは、地域で暮らし続けるためにも必要なことだと思います。

また、統計の整備、実態の把握と共有も必要だと思います。自治体、地域において、認知症の人の行方不明者が年間どれぐらい発生しているか、年々その数がどう推移していくか、それらの統計を整えていくことが、体制づくりを進める上で基礎となります。そして、行方不明がどのような状態で発生し、通報や発見がどのように行われたか、再発防止や再発時の効果的な体制づくりの重要な手がかりになります。行方不明の心配のある人、ハイリスク者の実態把握や実際の発生防止に不可欠です。統計等を行政内部だけにとどめずに、関係者や地域の人たちと共有することが、地域ぐるみの体制づくりにつながると思いますので、こういったことも含めて進めていただきたいことをお願いして、次の画像に移らせていただきます。

ちょっと画像が見にくくて申しわけございませんけれども、このグラフは認知症患者数を棒グラフのところに、割合を折れ線グラフにあらわしています。

この画像は、認知症の人の将来推計でございます。

厚生労働省は65歳以上の高齢者のうち、認知症を発症している人が2012年時点で約462万人おり、2025年には700万人を超えるという推計を発表されています。その高齢者に伴う認知症患者の増加への対策として、新オレンジプランを制定し、さまざまな認知症施策を実行しています。

また、将来的に認知症患者になる可能性が高い軽度認知症障害（MC I）の高齢者は2012年度時点で約400万人おり、2025年には約600万人になると推計されています。

認知症患者と軽度認知症障害者の高齢者の人数を合計すると、2012年時点で約862万人、2025年時点では約1,300万人に達します。一方で、2012年10月時点で全人口が1億2,751万7,000人、65歳以上の人口は3,079万3,000人、2025年時点での推計では全人口が1億2,066万人、65歳以上は3,658万人になると推計されております。つまり、単純に認知高齢者や軽度認知障害の高齢者の人数が増加するだけでなく、全人口や65歳以上の高齢者に占める割合も高くなっていくということでございます。

この映像は、新オレンジプラン、厚生労働省が高齢化に伴う認知症患者の増加への対策とし

て制定されております。正式名称は「認知症施策推進総合戦略（～認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けて～）」であります。一般的には新オレンジプランと呼ばれています。これは、団塊の世代が75歳に達する2025年に向け、認知症の人が住みなれた地域のよい環境でみずから暮らし続けるために必要としていることに的確に込めていくこと、つまり認知症の人の意思ができる限り尊重される社会の実現を目指してということで、2015年の1月に制定されました。

新オレンジプランは7つの柱で構成されております。

今の一番下段の部分をちょっと大きくしたものです。

今回、この7つの柱のうち2つについて質問をさせていただきます。

1つ目でございます。

認知症の人を社会全体で支えていくために、認知症への理解を深めるための普及や啓発の推進です。具体的な内容として取り組みが上げられているのが、認知症の人の視点で、認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施、認知症サポート養成、学校教育における認知症の人を含む高齢者への理解の推進であります。

認知症サポートとは、認知症について正しい知識と理解があり、地域の中で認知症の人やその家族への支援を行う人のことです。認知症サポート養成講座を受講することで、年齢、性別、職業などにかかわらず、認知症サポーターになれます。

そこで、本市におけるキャンペーン内容や認知症サポーターの活動状況についてお答えください。

2つ目の認知症の人の介護者への支援です。

認知症の支援では、本人だけでなく、その家族を初めとする介護者の支援も欠かせません。認知症の家族は想像以上に負担が大きく、またその負担を周囲に相談したり、助けを求めたりしにくいということが現状であります。

新オレンジプランは、介護者を支援することが本人のクオリティライフに資するという考えに基づいて、介護者の負担の軽減や生活と介護の両立を支援する仕組みを推進しています。その取り組みについて、認知症カフェ、介護者支援に関する調査・研究等が上げられます。

認知症カフェとは、認知症の人とその家族や関係者、地域住民、認知症の専門家など、認知症に関心のある人が情報交換をする場所です。平成30年度から全ての市町村において配置されている認知症地域支援推進員等の企画により、地域の実情に応じ実施することとなっています。

本市における認知症カフェの活動内容や介護支援に関する調査・研究の進捗状況についてお答えください。

以上2点の答弁をよろしくお願いたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、まず認知症サポートの取り組みということでお答えさせていただきます。

愛西市では、認知症のある人やその家族を地域で支えるサポーターを広げるため、一般市民、市内小・中学校児童・生徒等を対象に、認知症サポーター養成講座を開催しております。認知症サポーター養成講座を過去受講された市民に対しては、認知症についての最新情報や認知症

の方への対応方法など確認する場として認知症サポーターフォローアップ講座を開催しております。また、認知症の理解に関する普及啓発については、一般市民向け認知症講座を開催しております。

2点目の認知症カフェとその活動ということでございますが、市では認知症カフェを民間企業が佐織地区にて1カ所、定期的に運営していることを把握しております。そこでは、認知症のある高齢者やその家族、地域住民、介護や福祉の専門職等を対象とし、体操やレクリエーション、講話などを行っております。

最後に、介護支援に関する調査の研究の進捗状況はということでございますが、市では認知症のある高齢者に特化した介護支援に関する調査等は実施しておりませんが、3年に1度策定される介護保険事業計画、高齢者福祉計画の基礎資料として、要介護認定者とその介護者を対象に在宅介護実態調査を行っております。以上でございます。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

先ほどの答弁の中に、認知症カフェというところが佐織地区で1カ所ありますというようなお答えでございましたけれども、やはりもう少し多くの各地域ごとで認知症カフェが運営されるということを期待しておるわけでございます。こうした在宅での介護というのは、相談する相手や機会も少なく、介護者のストレスがたまり、身内であるがゆえの虐待につながることもあります。早期に支援をするために、この認知症カフェ等が設置されているわけですので、認知症の方、あるいは介護者が出向く機会を設けるためにも、数多くの認知症カフェが運営されることを願っております。

また、市民の皆さんが認知症サポート養成講座を通じて、認知症について正しい知識を持ち活動していただくということで、こうした問題も解決につながると思います。

地域包括支援センターは、地域包括支援ケアシステムの中心的な存在です。専門職である保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを中心としたチームで、高齢者の支援に当たる。その地域の住民、民生委員、警察、消防署、医療機関、民間企業と連携体制をとって、高齢者を見守るネットワークをつくり、そのネットワークにより高齢者の介護や健康、権利、その他の問題を発見し、この地域包括ケアセンターに報告をする。報告を受けたセンターは、適切な機関と連絡をとって、問題を解決すべく高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指すということです。

また、地域コミュニティ活性化について質問した際に提出していただいた資料では、市内に各種団体、数多くのボランティア組織が活動されています。こうした活動団体と連携をとりながら、サービスの提供を推進することも高齢者の支援につながると思います。

今後、本市においても、3人に1人が65歳以上、要介護者もふえ続け、高齢者のみ世帯、ひとり暮らし高齢者もふえ続けると思います。今まで質問いたしました地域の状況に合わせた高齢者の生活支援体制を整えるためにも、地域の力や4つの助がうまく機能することで、住みなれた地域で生活を続けることができます。市政は、こころかよう福祉、こころかよう地域を



目指していただき、引き続き市民サービスをお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鷺野聰明君）

7番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は2時20分といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位11番の14番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡幹雄議員。

○14番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私、十何番目かな、最後の11番目で、平成最後の質問になると思います。

それで、申しわけございませんが、本日この場所に今年度で御勇退される伊藤総務部長、また山内企画政策部長、また恒川産業建設部長、もしかお時間があれば立っていただけますかね。テレビに映ってもらわないかんもんで、よろしくお願いします。最後にテレビに映ってください。よろしくお願いします。

どうも長い間、愛西市のためにお仕事していただきまして、まことにありがとうございます。長い間、御苦労さまでございました。

それでは、私からは大きく5点のことにつきまして質問させていただきます。

今回は、先ほど言いましたように、平成最後の質問になります。

皇太子様が天皇に即位されるのに伴いまして、4月27日から10連休となります。この10連休は祝日法が施行された1948年以降、最も長い10連休になります。

午前中に真野議員が質問されましたので、割愛して、私のほうからは、市民生活の影響が多い市民協働部の対応についてお尋ねいたします。

2点目につきましては、予防接種について。

予防接種とは病気に対する免疫をつけるために抗原物質、ワクチンを投与すること。接種により原体の感染による発病、障害、死亡を防いだり和らげたりすることができる。さらに伝染病の抑止に最も簡便かつ効果的で、コストパフォーマンスの高い予防医学である。日本における予防接種法では、疾病に対して免疫の効果をさせるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを人体に注射し、または接種することと定義されております。

予防接種法は、伝染のおそれがある疾病の発病、発生及び蔓延を予防するため予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として制定されました法律であります。

愛西市の保健に、予防接種事業に、集団接種事業名がBCG、対象者及び接種回数が生後1

歳に至るまで1回、個別接種ではヒブ感性症、生後2カ月から7カ月未満開始が4回等、多くの個別接種を実施しております。この実施に至った経緯を教えてください。

昨年7月、8月は皆さん御存じのように、猛暑その影響により秋になっても暑い日が続くと思いきや、急に寒くなったり、衣がえかと思いきや、また暑くなったりと寒暖差が激しい季節でした。そのせいで抵抗力が弱まっている人が多く、体調を崩しやすい状況になっているのが多いようです。もちろんこれは、運動不足は大人に限ったことではなく、ふだんから活発に遊び回っている子供たちにも言えることです。

そんな状況だったため、9月の初週には、愛知県内の学校でインフルエンザによる学級閉鎖が起きました。しかし、実はこの時点でインフルエンザの流行が始まったのは愛知県だけではなく、近隣の静岡県と三重県でも広がりを始めていたようです。

そこで伺います。

市内の保育園・幼稚園、小・中学校において、28年度から今年度の学級閉鎖状況を教えてください。

子供に対するインフルエンザ予防接種料金の一部助成についてお聞きいたします。

子供がインフルエンザに罹患してしまうと、乳幼児などでは気管支炎や肺炎、中耳炎の合併症になるおそれがあるほか、月齢の低い乳児では、まれにインフルエンザ脳症という死亡率の高い重い合併症を起こすことの事例があります。子供に対するインフルエンザの予防接種については、関係機関などによっては、その効果について賛否があるものの、1歳以上6歳未満の幼児の場合、ワクチン接種により20%から30%の発症・発病を阻止する効果があるという研究結果もあります。感染後の重症化を予防する一定の効果はあるものと期待をされています。

子供のインフルエンザの予防接種は、任意の接種のため、その接種料金は各医療機関によってさまざまですが、よく皆さん御存じだと思うんですけれども、2,000円ぐらいから1回が5,000円ぐらい。医療機関によってインフルエンザ予防接種料金が違います。インフルエンザ予防接種は医者、要するに開業医さんも大きい病院でもそうですが、料金が全然違っております。私もちょっと医者の方にお聞きしましたら、保護者の方が各医者に電話されて、料金は幾らですかと、一番安い料金のところに行かれると。また、医者によっては大手の企業に契約をしていて、一番高くて5,000円というのは、そこで契約して5,000円を取っている場合があると。

愛西市の八開診療所では3,500円となっており、子供さんが2回目接種すると、2回目は2,500円ということでございます。これは、18歳未満の子供は十分な免疫をつけるために、2回接種が有効であると考えられております。例えば、夫婦と子供2人という子育て世代が、全員がこの予防接種を受けた場合、子供が2回で大人が2人。最高1回が5,000円としますと、3万円。家庭にとって高額な負担となります。

確かに予防接種の効果については意見が分かれるところであり、また予防接種を受けたら罹患しなかった子供、予防接種を受けたけれども、罹患してしまった子供、症状の程度など調査がまだまだ不十分だと考えていますが、現段階で少なくとも予防接種を受けやすくする環境整備をする必要はあるのではないかと私は考えます。

子供に対するインフルエンザ予防接種料金の一部助成については、導入をしている自治体も多々ございます。既に愛知県の県下11市町村は助成を実施しております。この海部管内におきましても、あま市、蟹江町、飛島村、愛知県下の大府市、知多市、東海市では、中学3年生及び高校3年生、これらの自治体では、子供たちにとって受験という大事な時期にインフルエンザに罹患するのを防ぐということで助成を決断されたそうです。また、無料は知多市、設楽町、東栄町が自己負担が無料であるという自治体もございます。

若い世代と子供たちが、魅力のあるまちと実感してもらえるため、市で安心して暮らすことができ、子供を産み育てることができる環境を提供することが大事です。子供の健やかな成長と子育て世代の経済的負担を減らすことによる子育て環境の充実、そしてインフルエンザに罹患することなく元気に過ごせる子供たちのために、学級閉鎖や学年閉鎖を減少させるべきであると私は考えます。

そこで、本市でも子供のインフルエンザの予防接種を希望する家庭には、接種料金の一部の助成などの処置を講ずるべきではないかと考えますが、インフルエンザの予防接種の一部助成の考えはないか伺いをいたします。

大項目めの3つ目としまして、消費税の税率見直しに伴う使用料、手数料についてですが、ことし10月1日から予定をされている消費税の見直しによる本市の施設使用料や、上下水道など公共料金の見直しについては、昨年の12月議会において、またこの3月議会でも他の議員からも質問されました。そして、今議会において使用料等の見直しに関する条例改正の議案が提出されております。

そこで、私からは消費税率の見直しによる市財政への影響、使用料の見直し方法などを質問させていただきます。

まず、消費税率の見直しによる市財政に対する影響についてでございますが、大前提といたしまして、市民の皆様が物を買ったりするときに消費税をお店に支払うのと同様に、市が物を買ったり事業を実施したり、施設の維持管理にかかる経費に至るまで、当然消費税がかかっており、市も事業者に対し消費税相当分を支払っていると思います。消費税率の見直しによる市の影響として、12月議会での一般質問でも影響の大小はあるが、ランニングコストが発生する事業の大半に影響が生じる旨の答弁がございました。

そこでお伺いをいたします。

消費税率の見直しによる市の影響額、一般会計、特別会計合わせてどれぐらいになるのかお答えください。

次に、市民の皆さんが行政サービスを受けるために、市に対して料金を支払うものとして、一例を挙げれば、市のグラウンドや会議室など施設を利用するための使用料、上下水道料金のほか、住民票などの交付手数料、学校給食費の負担など多岐にわたります。これらの料金についても、12月議会での一般質問に対し、市が管理する施設、上下水道料金は見直しの検討をしている旨の答弁がされております。それにより今議会において、条例改正の議案が提出されたと私は理解しております。

そこで伺います。

今回の消費税率の見直しにより、市の使用料、手数料など全てが見直しの対象となるのかお答えください。

次に、使用料の改正の方法についてでございます。

使用料に消費税率を転嫁することは、これも12月議会で現行の使用料に消費税の税率の上昇分のみを置きかえて再計算を検討する旨の答弁がありました。

そこで、お伺いをいたします。

今議会に提出された使用料の改正状況を見ますと、料金が変わっているのもあれば変わっていないのもあります。使用料を改正する際の考え方についてお答えください。

次に、大項目め3つ目としまして、市の非正規雇用の状況についてお尋ねいたします。

労働契約法に基づき、有期雇用労働者が通算5年以上同じ会社で働いた場合に、本人が申し込めば無期雇用に転換できるというルールが25年4月からスタートをしております。厚生労働省によると、有期契約の労働者は全国で約1,500万人に上り、そのうちの3割に当たる400万人以上が5年以上同一企業で働いており、ルールが適用されれば無期雇用への道が開かれております。しかし、地方公務員については、当該ルールが適用外となっております。不安定な非正規雇用の拡大に歯どめがかからない状況でございます。

地方公務員法及び地方自治法の改正法が成立し、2020年4月1日より施行されますが、法の中身は非正規職員と正規職員との処遇格差について、抜本的な改善策になっているとは言いがたい面があると考えます。市民が安心して愛西市に暮らし続けるためには、質の保たれた安定的な公務サービスを提供し続けることが大前提です。そうした体制に今や不可欠な存在である非正規職員の処遇改善を求めて、以下の点についてお伺いをいたします。

1. 2020年施行の地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、本市として今後どのような整備を行うのか。

2. 市の非正規職員の数と正規職員を含めた職員総数における非正規職員の占める割合は。また、この非正規職員の臨時職員の賃金についてお聞きいたします。

非正規職員の割合の増大が、公務サービスの質に与える影響について、市の認識はどのようにお考えがあるかお尋ねいたします。また、先ほど言いました臨時職員の採用時の要件にいたしましてはどのような要件があるのか、お尋ねいたします。

5番目に、在職期間5年を超える非正規職員は、民間労働者と等しく、無期雇用及び長期雇用への転換を積極的に推進すべきと考えるが、見解についてお尋ねいたします。

大項目め4つ目として、放置自転車リサイクル事業についてお伺いをいたします。

放置自転車が社会問題化したのは、昭和50年代後半で、1980年に自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律がつけられました。現在のような対策の枠組みができたのは、1994年に成立した自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律からでございます。市町村等の義務と権限を拡大し、撤去や処分を行いやすくなりました。また、市町村を中心に駐輪場を整備し、放置自転車の撤去を行ってきた結果、駐輪場の収容能

力は1977年から2013年の間に約7倍、427万台となっておるそうです。放置自転車の数も最盛期の8分の1の12万台まで減っているそうです。

そこで伺います。

市内にある数カ所の駐輪場がありますが、放置自転車をどのように判断し処理を行っているか、過去3年間で何台処理を行ったかお伺いをいたします。

それに、放置自転車をリサイクル事業している自治体もごぞいます。市はリサイクル事業を行うことは考えられるか、お伺いをいたします。

それぞれ長く質問させていただきましたが、御答弁のほうを手短によろしくお願いいたします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

それでは、1件目の10連休に対する市民協働部の対応についてということでございますので、私から御答弁をさせていただきます。

まず、市民課の対応ですが、5月1日祝日は、改元日と大安が重なり、婚姻届を提出する人が相当数あるのではないかと想定をしておりますので、対応窓口を設けます。なお、記念の日を盛り上げるため、市のバックボードを使用した特設撮影スポットを設け、あいさいさんの縫いぐるみを用意し、自由に記念撮影をしていただくことができるようにいたします。また、御持参されたカメラやスマートフォンで記念撮影するサービスの実施も考えています。さらに、住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書等の証明書の休日交付もあわせて行う予定をしております。

次に、環境課の対応でございますが、まず総合斎苑は友引以外は連休に関係なく運営を行います。連休中のごみ収集でございますが、一般家庭ごみは連休に関係なく収集を行います。粗大ごみ及び資源ごみの収集は、5月に限り第1、第3週を第2、第4週に繰り下げて収集をいたします。道路上の動物死体処理は、連休に関係なく委託業者が対応をいたします。不法投棄、悪臭等の苦情に対しましては、緊急性を要する場合は職員が出向き対応をいたします。

次に、防災安全課の対応であります。災害などが発生した場合には、非常配備基準により職員の参集体制を定めておりますので、有事の際には市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることを目指し対応をいたします。以上でございます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、予防接種の実施に至った経過についてお答えさせていただきます。

集団接種を実施しているBCG並びに個別接種で実施しているヒブ感染症などの予防接種は、予防接種法に基づき定期予防接種として、市町村長が行わなければならないとされております。各予防接種を接種していただくに当たりましては、医師会との協議により、利便性、安全性を考慮して、集団接種及び個別接種で実施をしている状況でございます。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

保育園の学級閉鎖についてのお尋ねでございますが、保育園においては、インフルエンザ感染園児数いかににかかわらず、園及び特定クラスを閉鎖することはありません。また、市内幼

稚園におきましては、平成30年度、クラス閉鎖を3クラス、学年閉鎖1学年。平成29年度、学年閉鎖1学年。平成28年度、クラス閉鎖3クラスでございました。以上でございます。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

小・中学校の学級閉鎖、過去3年の状況でございます。

平成28年度、小学校は6校で12件、中学校は2校3件の学級閉鎖がございました。それから、平成29年度、小学校では8校で13件、中学校は2校で2件の学級閉鎖です。本年度、平成30年度、小学校において現在までに6校で12件の学級閉鎖がございました。中学校における学級閉鎖は今年度ございません。以上です。

**○総務部長（伊藤長利君）**

それでは、私からは消費税率引き上げによります市に対する影響額につきましての答弁をさせていただきます。

一般会計並びに特別会計におけます消費税率の引き上げ10%によって影響を受ける対象科目といたしましては、需用費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、役務費となります。ただし、需用費におけます食料費と賄い材料費は、軽減税率の対象となるため今回の対象外となっております。また、役務費の保険料も同様に対象外となります。

補足でございますが、人件費を初めます、賃金、負担金、公債費はこの中には含まれないと考えております。

影響額といたしましては、平成31年度当初予算ベースの概算でございますが、8%から10%に引き上げられる2%分の影響額といたしまして、10月からの半年間で一般会計では約4,347万円、特別会計では約2,029万円で、全体といたしましては約6,376万円の影響となると考えております。以上でございます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

申しわけありません。その1つ前に子供のインフルエンザの予防接種の一部助成の考えはないかという御質問でございます。

平成11年7月5日に開催された国の予防接種問題検討小委員会において、学童等を対象としたインフルエンザの予防接種については、社会全体の流行を阻止する効果が証明されていないとの協議結果が示されております。現在、厚生労働省において、有効性の調査・研究が行われ、その結果に基づいた対応に関して検討をされているところです。費用助成につきましては、国の動向を注視した上で、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

お答えをさせていただきます。

まず初めに、使用料、手数料の見直し対象についてでございます。

市の使用料、手数料などで消費税率改定に伴い、料金の見直し対象にならないものの例といたしまして、法令等で統一的に料金が定められているものや証明書や公文書などの類など、また軽減税率の適用があり支出の増がないため、これに伴う負担金等に影響のないものなどがございます。

次に、消費税影響額の転嫁分に係る料金改定の算定の考え方についてでございますが、施設使用料について申し上げます。

原則といたしまして、現行の料金表に掲げる金額を1.08で割り返しまして、その額に1.1を乗じて10円未満の端数は切り捨てる方式としております。したがって、算出結果が10円以上となる場合は改定額となり、10円未満となる場合は据えとなります。

続きまして、市の非正規雇用の状況についてでございます。

まず、法の改正に伴う市の今後の雇用整備の予定についてでございますが、非正規職員は平成32年度から会計年度任用職員として制度が変わってまいりますので、総務省から出されておりますマニュアルに基づき、平成31年度中に雇用に関する条例や規則の整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、非正規職員の割合についてでございます。

平成30年4月現在で、非正規職員数は215名、正規職員数は496名で、職員総数は711名となります。したがって、非正規職員の占める割合は約30%ということになります。

また、臨時職員の賃金につきましては、職種により異なっておりますが、例えば事務職について申し上げますと、時間当たり900円ということでございます。

続きまして、非正規職員の増加によるサービスへの影響についてでございます。

市の非正規職員の職務の内容や責任の程度につきましては、常勤職員と異なりまして、非正規職員が担う公務サービスは限定的となっております。そのため、公務サービスの質には大きな影響は与えていないというふうに考えております。

次に、非正規職員の採用の要件でございます。

非正規職員の採用につきましては、書類選考及び面接を経まして、採用者を決定しております。書類選考では必要資格の有無や勤務可能時間や日数をもとに、面接では協調性、積極性、堅実性、表現力、態度などを踏まえ、総合的に判断しております。

次に、在職5年を超える非正規職員への対応についてでございます。

地方公共団体の常勤職員については、競争試験による採用が原則とされており、地方公共団体の非正規職員が常勤職員として任用される場合には、競争試験などにより常勤職員としての能力実証を改めて行う必要がございます。このため、地方公務員については、常勤職員へ転換されるというような仕組みは設けられてはございません。以上です。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

それでは、5件目の放置自転車の対応について御答弁をさせていただきます。

駐輪場内で長期間にわたり放置されている自転車の管理は、シルバー人材センターに委託をしています。

内容は、放置されていると思われる自転車に対し、警告札をおおむね2週間張りつけ、改善がされずそのままのものを放置自転車として区分けし、毎年11月ごろに撤去をしています。

撤去台数であります。平成28年124台、平成29年225台、平成30年138台となっております。

次に、リサイクル事業への取り組みでございますが、資源の有効活用やごみの減量化を推進す

る上で重要な課題だとは考えております。しかしながら、現状ではリサイクル可能な自転車数が限られておりますし、取り組むに当たっての人的負担やコストを考えると、費用に対する効果が薄いと考えていますので、現時点では実施する予定はございません。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございます。

一応通告に従いまして、再質問はしない課については、部署についてはいたしません。

まず、放置自転車につきまして、毎年数百台の台数があると。以前は粗大ごみで海部地区環境事務組合が10月に実際リサイクルとして自転車を販売はしており、また家具等も販売しております。

放置自転車には、いろんな放置自転車があると思うんですが、実際、食品の関係もそうですけど、我々、私も含めてぜいたくという表現は悪いんですが、物を残す、再利用しない。昔であると自転車1台を兄弟がみんな乗ったり、服でも大きいお姉さんお兄さんから服を借りてやっておったと。それで、いろいろリサイクル事業に対しても、法律とかが多々あると思うんですが、やはりその辺の資源が乏しい日本において、リサイクル事業を何とか実施するような考え方を持っていただきたいと思います。

また、10連休につきましては、皆さんお仕事ある中、いろいろ旅行も計画されて10連休、既に子供さんといろんな形で計画をしていると思うんですが、やはり昼間、真野議員も言われたように、どんな状況になるかということの心構えをそれぞれ職員の方が持っていて、迅速に対応していただくことをお願い申し上げます。

雇用の非正規職員の関係につきましても、先ほど企画政策部長が言われました時間900円、これは合併してもう二十数年ですかね、料金が一切変わっていない方もお見えになるわけですね。合併以前からずっとやってみえる方がお見えになるということで、そのお話をお聞きさせていただいたんですが、それぞれの立場によって料金が違うかわかりませんが、3割の職員が非正規職員というのは、私ちょっとびっくりさせていただいて、職員が本当に職員なのか、パートの人なのか、見分けがつかない。その方々はやはり一生懸命仕事はやってみえると思うんですけど、一般市民からしますと、その方が非正規職員か正規職員かというのはわかりません。

きょう竹村議員がグループ化に来年度からされるということも、市のほうの方針があると、そういう形でパートの方もどういうグループに入るか、また事務がどういうふうにやられるかというのは、これからの課題かと思います。

それでは、再質問に入らせていただきます。

それで、インフルエンザ予防接種について、数点再質問させていただきます。

教育部長が、また幼稚園・保育園も学級閉鎖があったと、数年あるわけですね。これが回答の中に、予防接種は医師会と協議で実施し、そしてインフルエンザ予防接種の一部助成は国の動向を注視して取り組むことという御答弁がありました。これは回答にもありましたように、平成11年7月の協議結果、これは20年前に協議で、そのインフルエンザの関係について、いろ



いろいろ考えなければなりません。国ではこの予防に関して、休養、バランスのよい食事、また手洗い、うがい、マスクの着用、3点目に流行前のワクチンの接種ということで、厚生労働省が予防のポイントとして国のほうは方針を構えております。

そこで、愛西市に対して、市の助成を行っている高齢者の関係がございます。市は60歳から65歳未満で、また厚生労働省令で定める者として65歳以上、1回目自己負担が1,000円で助成されております。1,000円払えば予防接種ができるということでございます。

それで、平成29年度実績で60歳から64歳接種者が19人で、接種率が44.4%、これは一応60歳以上で条件に合った方が1,000円補助されるということでございます。それで、65歳以上の接種率が1万26人です。率が53.4%。2人に1人しか予防接種はされていないということでございます。なぜこの接種率が悪いのか、お尋ねいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

高齢者インフルエンザの接種率でございますが、高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせを10月号広報紙と同時に全戸配付させていただいております。

インフルエンザ予防接種は、予防接種法において接種対象者に努力義務がないため、希望される方が予防接種を受けた結果と考えております。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございます。

今の部長の答弁ですと、高齢者のインフルエンザ予防接種率が悪いのは、接種対象者の努力義務がないと御答弁がありました。

これは私も通告で見てびっくりしたわけですが、実際努力義務というのは本人が行くんじゃないかと、いろいろ何か御説明があったんですけど、実際昨年も高齢者の施設でインフルエンザに感染して亡くなられた方もお見えになります。そういうことで、最近そういう死亡事故もインフルエンザで高齢者の場合はあるんですが、それで18歳未満の子供たち、高校生に対しても補助をお願いしたいと思うんですが、愛西市の18歳未満の子供と高校生の人数は何人お見えになるかお尋ねいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、15歳未満の子供と高校生の人数でございますが、平成31年1月1日現在の住民基本台帳における人口において、15歳未満は5,750人、中学生に相当する13歳から15歳は1,854人、高校生に相当する16歳から18歳は2,170人でございます。以上です。

#### ○14番（山岡幹雄君）

8,000人弱の方が中学生・高校生がお見えになるという、未満の方がお見えになるということで、それで今年度の予算を見ますと、高齢者に対するインフルエンザの予防接種の委託料が4,098万4,000円で予算化してございますが、その明細を教えてください。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、インフルエンザの委託料の内訳ということで、お答えさせていただきます。

自己負担ありの方が1万1,100人で4,064万8,200円、自己負担がない方50人で24万3,100円、

診察のみで予防接種中止となった方が30人で9万3,060円の予算計上をしております。以上でございます。

**○14番（山岡幹雄君）**

今回なぜお尋ねしたかといいますと、実際この予算計上、65歳以上、29年度の人口が2万人弱の人口だそうです。

それで、今回予算計上されてみえるのは、1万1,200人となっておりますが、その全員の方が仮に予防接種されない仮定で予算を組んでみえると思うんですけど、全員の方が予算を組んだとすると、倍額になると相当するんですが、その関係で先ほど言った15歳未満の高校生が8,000人弱、その人数に相当すると思うんですが、そこでお聞きするんですけど、小・中学生の生徒がインフルエンザに万が一かかると、学校を最低何日間休まなければならないかお伺いをいたします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

出席停止日数の関係でございます。

学校保健安全法施行規則におきまして、インフルエンザにあつては、発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまでとされております。市内小・中学校においても、このように運用しております。

**○14番（山岡幹雄君）**

子供さんがインフルエンザにかかったら、7日間という御回答がございました。保護者の方が看病しなければならない、特に働いている保護者、お母さんにとっては1週間休まないといけないということになります。そうならないように、働いているお母さん方は、予防的にインフルエンザ接種をしていると思います。小さい子供さんを持っているお母さんの方が就職しようとしても、まず面接官から聞かれるのは、子供さんが病気になったらどうしますかが一番ネックになるというふう聞いております。そうならないために、少しでも軽くインフルエンザにかかったとしても済むために、重病化しないように、またかかっても自分もお母さんも仕事を休まなくていいような対策として、今インフルエンザの予防接種を受ける方が多くなっております。

愛西市子ども・子育て支援事業計画に、子供が元気に育つ環境づくり、元気な地域が家庭と子供を支える環境づくり、子供や若者と一緒に築く元気な地域づくりを目指して、市はおります。

愛知県内では、子供に対するインフルエンザワクチンの助成実施は、先ほど御説明しましたように、自治体は11市町村ございます。一部の自治体では高校生までしている自治体もあります。皆さんも多分、受験はされたと思うんですが、この子供たちにとって、受験という大事な時期に、インフルエンザに罹患するというのを防ぐ助成を決断された自治体があります。

こんなようなことから、インフルエンザ接種の本当に一部で助成ができないか、再度お尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

再度のお尋ねでございますが、子育て支援の充実を図るために、さまざまな取り組みを進めております。現在、厚生労働省において有効性の調査・研究が行われ、その結果に基づいた対応に関して検討されておるところです。

費用助成につきましては、先ほど申しましたが、国の動向を注視した上で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

#### ○14番（山岡幹雄君）

先ほど同じ答弁で国の動向を実施してやられるということでございますが、できればやはり、あま市、蟹江、飛島も実施しております。これはなぜ実施されたか、それぞれの自治体の理由もあるかと思うんですが、それで市長にちょっとこの件についてどのようにお考えがあるかお答え願います。

#### ○市長（日永貴章君）

インフルエンザの予防接種につきましては、先ほど議員おっしゃられるとおり、私といたしましても効果はあるのではないかというふうに思っております。

今後につきましては、他自治体の実施状況並びに効果についても検証・調査をした上で、検討していきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○14番（山岡幹雄君）

インフルエンザにつきまして、実際私も知らなかったのは、病院によって料金が違う、また保険がきかない、自分のお金で対処しなければならないということで、開業医によって全然違うということはびっくりしまして、これから僕もどこの病院が一番安いのか、議員18人おりますけど、互助会のほうでそういう助成ができるような、家族もできるような互助会にしたいなというふうに私は思っております。

それで、今度、またインフルエンザのことについて、私は本来出生率を上げ、人口減をとめたいとして、子育て世代の支援を最重要課題に上げる国が任意ではなく、定期接種化を打ち出して、高齢者と同様に対応すべきと考えるのですが、なぜかまだそうした動きが見えません。ならば、子育てするなら愛西市として国の対応を待つのではなく、任意であっても市の公費で一部助成をしてほしいと願います。

次に、消費税のことについてお尋ねします。

消費税の見直しにより、市全体として半年で約4,347万円ほど経費の増加が見込まれるということではありますが、非常に大きな額になっていることはわかりました。

したがって、この経費の増額分に対応するために、市民の皆さんから税金や使用料を財源に充てる必要があります。

先ほど質問させていただきましたが、今回の見直しの対象となる使用料については、見直しのルールに基づき、算定がされ、使用料の改善案が提案されているとの答弁をいただきました。

そこでお伺いをいたします。

使用料の値上げされる事業について、値上げによりどれだけの歳入を見込み、経費増加分のどれだけを賄うことができると見込んでいるかをお答えください。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

消費税率の改定に伴う収入や経費の増加見込みにつきまして、市の文化施設やスポーツ施設のほか、市民の皆様から使用料をいただいで利用していただく施設や、上水道下水道事業会計について平成29年度決算ベースで試算をいたしますと、使用料等の会計に係る収入の増加見込み額は約1,670万円程度と試算をしております。また、一方で歳出経費の増加額は約5,136万円を見込んでおまして、今回使用料等に消費税率の改定分を転嫁したとしても、差し引き額の約3,466万円は不足するということになるということで考えております。以上です。

**○14番（山岡幹雄君）**

今回の改正に伴って、消費税の関係で差し引き高3,400万ほどが不足になるということの御回答をいただきました。

今回の消費税の見直しでは、使用料の見直しがされ、料金の値上がりがされる事業であっても、事業によっては差がある方も思いますが、平均して経費の増加分の約3割分に当たる額しか歳入として見込めない状況があります。したがって、残りの7割については、税金などにより補填をせざるを得ないこととなります。端数処理により料金に変更がないものについては、それに対応する経費は全額税金などで補填されることになると思います。

受益者負担の原則から申し上げます、利用者の皆さんに応分の御負担をいただくよう、将来的な使用料の見直しにおいて検討されるべきと考えます。

次に、市が使用料等の料金改正を行うのは、消費税率の見直しと合わせた10月1日からとしており、約半年後と迫っております。

先ほど質問したとおり、そもそも改正の対象ではないもの、料金が改正されるもの、改正の対象であるが料金が変わっていないもの、あと、市民の皆さんが戸惑わないようにするよう、市として配慮していく必要があると私は考えます。

そこで、最後にお伺いします。

今後、料金改正に向け、市民の皆さんにどのように周知していくのかをお答えください。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

市民の方への今後の周知につきましては、まず施設の利用団体や個人に対して御案内をし、御理解、御協力を賜ることが先決であると考えておりますので、各施設の利用窓口などを通じて利用者の方にお伝えをするほか、国の法律改定の動向を注視をしつつ、なるべく早い時期から利用者の方や市民の皆様へ適切な周知の手法を検討していきたいと考えております。以上でございます。

**○14番（山岡幹雄君）**

ありがとうございました。

市民の皆さんが市から受ける行政サービスはさまざまあります。市ではこれらの行政サービスを提供するために当然経費がかかっており、その経費には消費税がかかっています。市として消費税率の見直しによる経費の増加のため、財源の措置をしなければなりません。

市民の皆さんにとっては、自分たちがどの行政サービスを受ける際に、今回の料金改正の影

響があるのか、市の施設を常に利用している方は特に気になることと思います。水道や下水道料金など、常日ごろの生活に直結しているものであれば、なおさらでございます。

消費税率が見直されるということは、新聞、テレビで報道されており、市民の皆様も御存じのことと考えます。しかし、消費税の議論がまだ国会においてされていることから、市において料金改正などについて、市民の皆さんにははまだ周知できないものと考えます。

私は、今回の消費税率の見直しによる使用料等の見直しのポイントは3点考えております。

行政サービスに係る料金を見直す場合は、あくまでも消費税の上昇分のみを転嫁する。使用料の見直しのみでは、経費の増加分は賄えないため、税金などを当てざるを得ない。経費を踏まえた使用料の抜本的な見直しは、今回の見直しと別にされるということであると私は考えております。このことを踏まえて、今回の使用料等の見直しに関して、市民の皆さんに十分御理解をいただくよう、市において周知内容や方法についても十分検討していただき、対応をお願いしたいと思います。

以上で、平成最後、私の一般質問を終わらせていきます。

それで、最後にくじを引いていただきました議長・副議長には感謝をしており、6月議会には1番を引いていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鷺野聰明君）

14番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聰明君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月12日午前9時30分より再開しますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時14分 散会

